

3.2 社会的状況

社会的状況として、以下の項目を整理した。

- ・人口及び産業の状況
- ・土地利用の状況
- ・河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- ・交通の状況
- ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- ・下水道の整備状況
- ・廃棄物の状況
- ・環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
- ・その他の事項

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

鱒ヶ沢町の人口及び人口密度の状況を表 3.2.1-1 に示す。

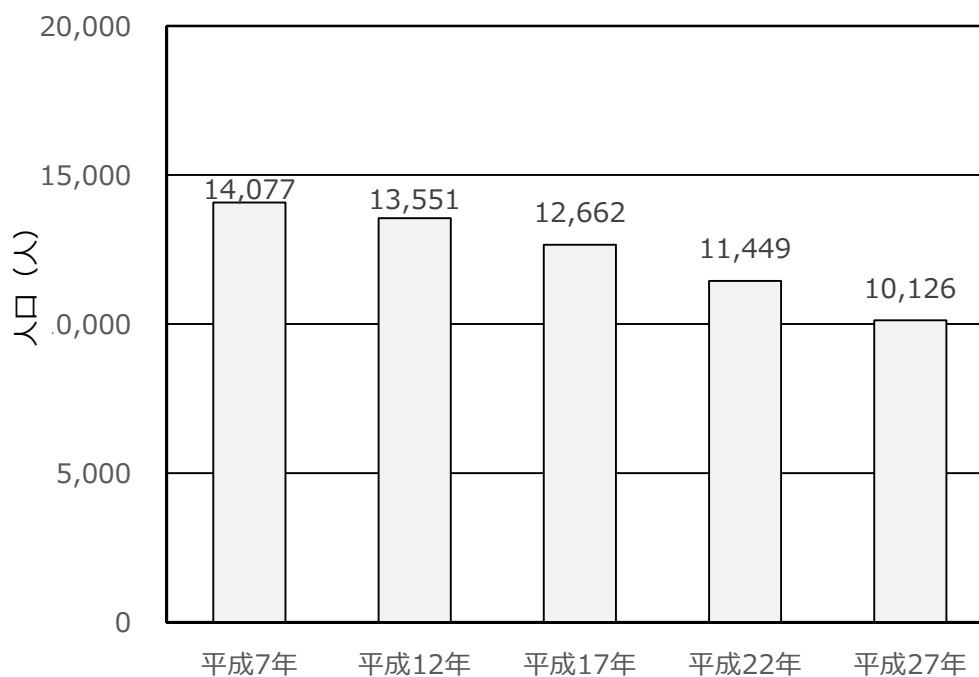
平成 27 年において、青森県全体の人口密度 135.6 人/km² に対し、鱒ヶ沢町は 29.5 人/km² と低い。

また、鱒ヶ沢町の平成 7 年～平成 27 年までの人口の推移は図 3.2.1-1 のとおりで、減少傾向にある。

表 3.2.1-1 人口及び人口密度（平成 27 年）

市町名 区分	鱒ヶ沢町	青森県
人口（人）	10,126	1,308,265
面積（km ² ）	343.08	9645.59
人口密度（人/km ² ）	29.5	135.6

（出典）「国勢調査報告 平成 27 年」（総務省統計局 政府統計の総合窓口ホームページ <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/html/GL02100101.html>）

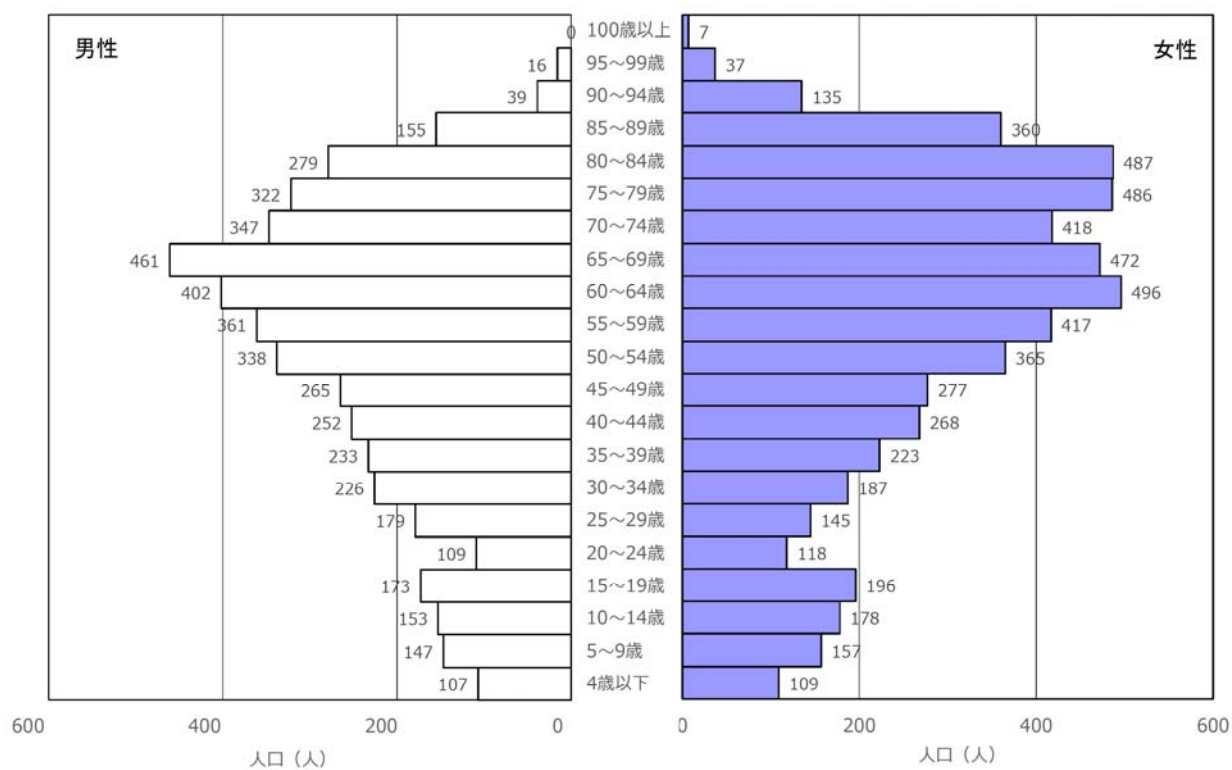


（出典）「国勢調査報告 平成 7 年～平成 27 年」（総務省統計局 政府統計の総合窓口ホームページ <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/html/GL02100101.html>）

図 3.2.1-1 人口の推移（鱒ヶ沢町）

また、平成 27 年の年齢階層別の人口を図 3.2.1-2 に示す。

階層別にみると、男性は 65～69 歳、女性は 60～64 歳が最も多くなっている。



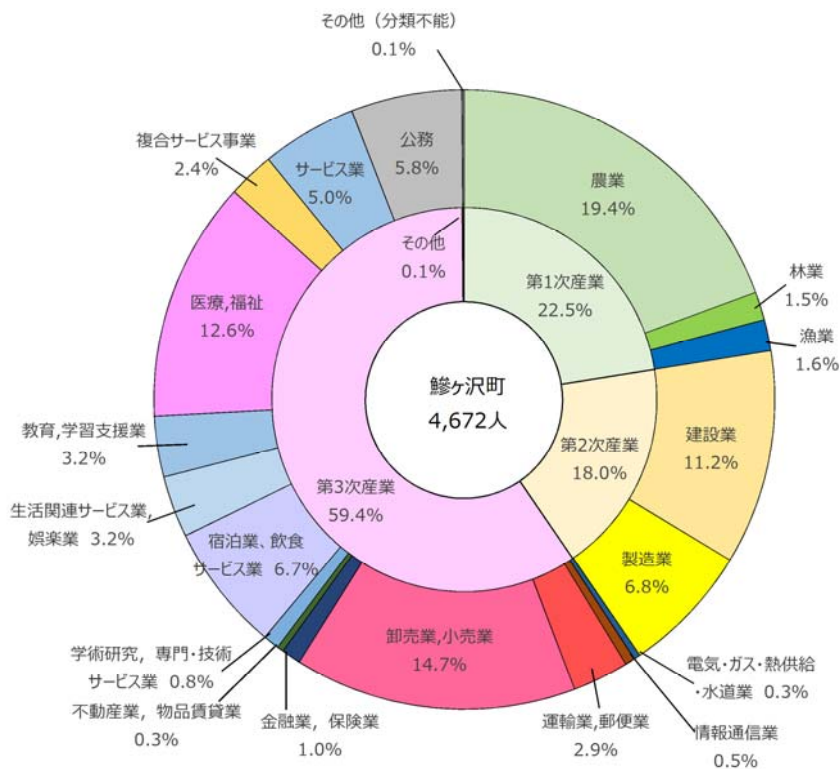
(出典) 「国勢調査報告 平成 27 年」(総務省統計局 政府統計の総合窓口ホームページ <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/html/GL02100101.html>)

図 3.2.1-2 年齢階層別の人口 (鯉ヶ沢町：平成 27 年)

(2) 産業の状況

鱒ヶ沢町の産業別就業者数の割合を図 3.2.1-3 に示す。

平成 27 年の就業者の割合は、第 3 次産業が 59.4% と最も高く、産業別にみると、農業の割合が 19.4% と最も高くなっている。



注) 1. 値は小数点第 2 位で四捨五入しており、各割合の合計が 100% とはならない場合がある。

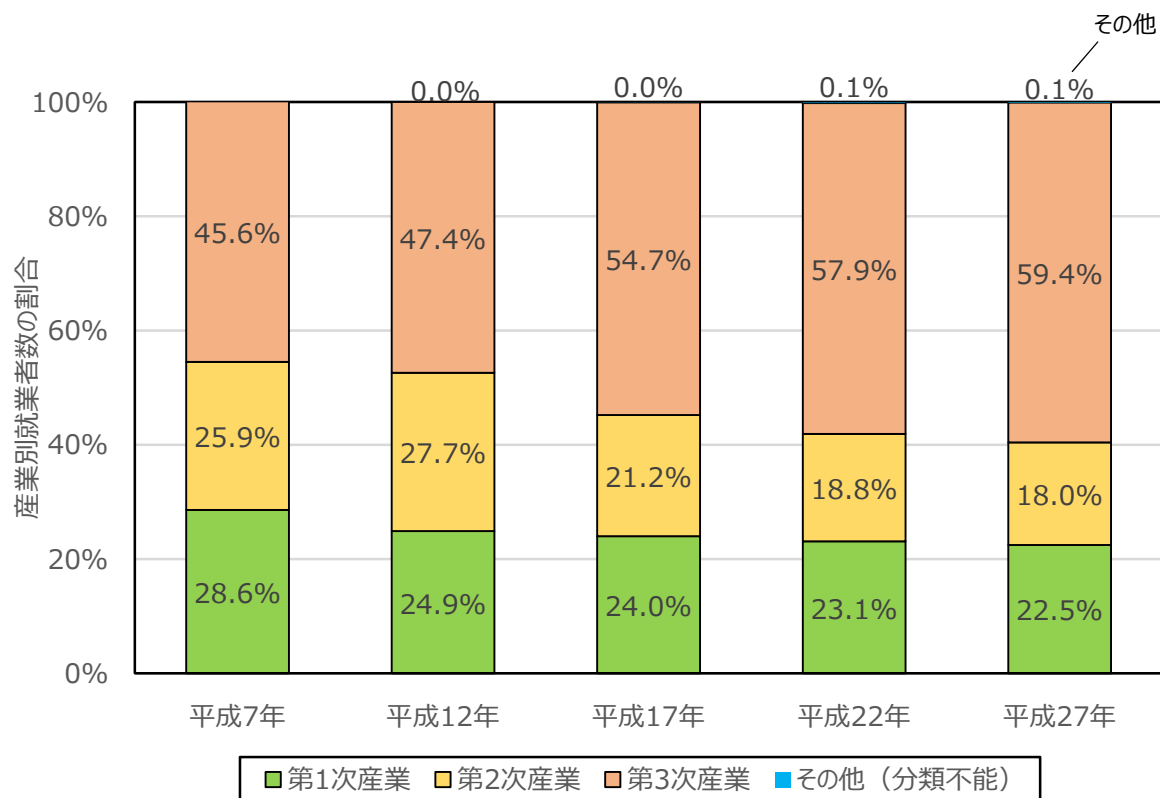
2. 就業者数は、平成 27 年の 15 歳以上の就業者を示す。

(出典) 「国勢調査報告 平成 27 年」(総務省統計局 政府統計の総合窓口ホームページ <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/html/GL02100101.html>)

図 3.2.1-3 産業別就業者数の割合 (平成 27 年)

また、産業別就業者の割合の推移を図 3.2.1-4 に示す。

この図から、第3次産業の割合が増加する一方、第1次産業の割合は減少傾向にあり、第2次産業は平成12年から平成22年にかけて大きく減少したことが認められる。



注) 値は小数点第2位で四捨五入しており、各割合の合計が100%とはならない場合がある。

(出典) 「国勢調査報告 平成7年～平成27年」(総務省統計局 政府統計の総合窓口
ホームページ <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/html/GL02100101.html>)

図 3.2.1-4 産業別就業者の割合の推移

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用の現況

土地利用の現況を表 3.2.2-1、図 3.2.2-1 及び図 3.2.2-2 に示す。

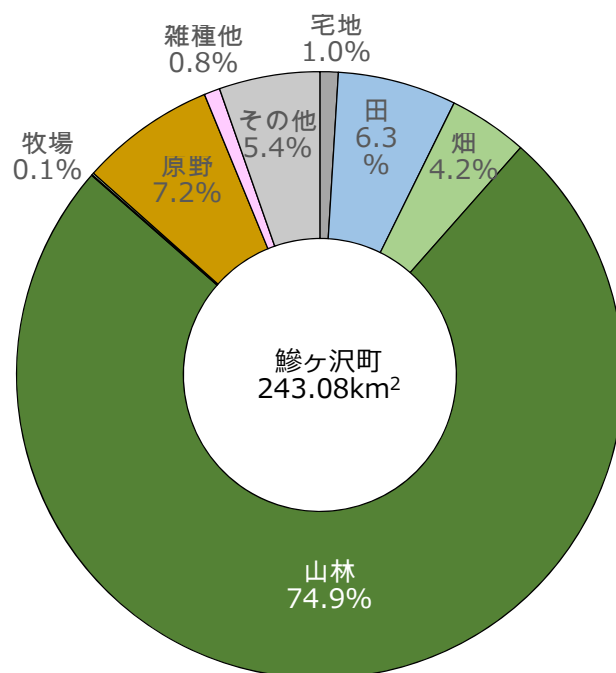
鱒ヶ沢町は山林の占める割合が約 75%と最も高くなっている。

対象事業実施区域についてみると、北側の一部に野草地が分布するほかは、広葉樹林、針葉樹林が広く占めている。

表 3.2.2-1 土地利用の現況

区分 市町名	宅地 (km ²)	田 (km ²)	畑 (km ²)	山林 (km ²)	池沼 (km ²)	牧場 (km ²)	原野 (km ²)	雑種他 (km ²)	その他 (km ²)	総数 (km ²)
鱒ヶ沢町	3.36	21.68	14.46	257.03	0.17	0.35	24.72	2.90	18.41	343.08

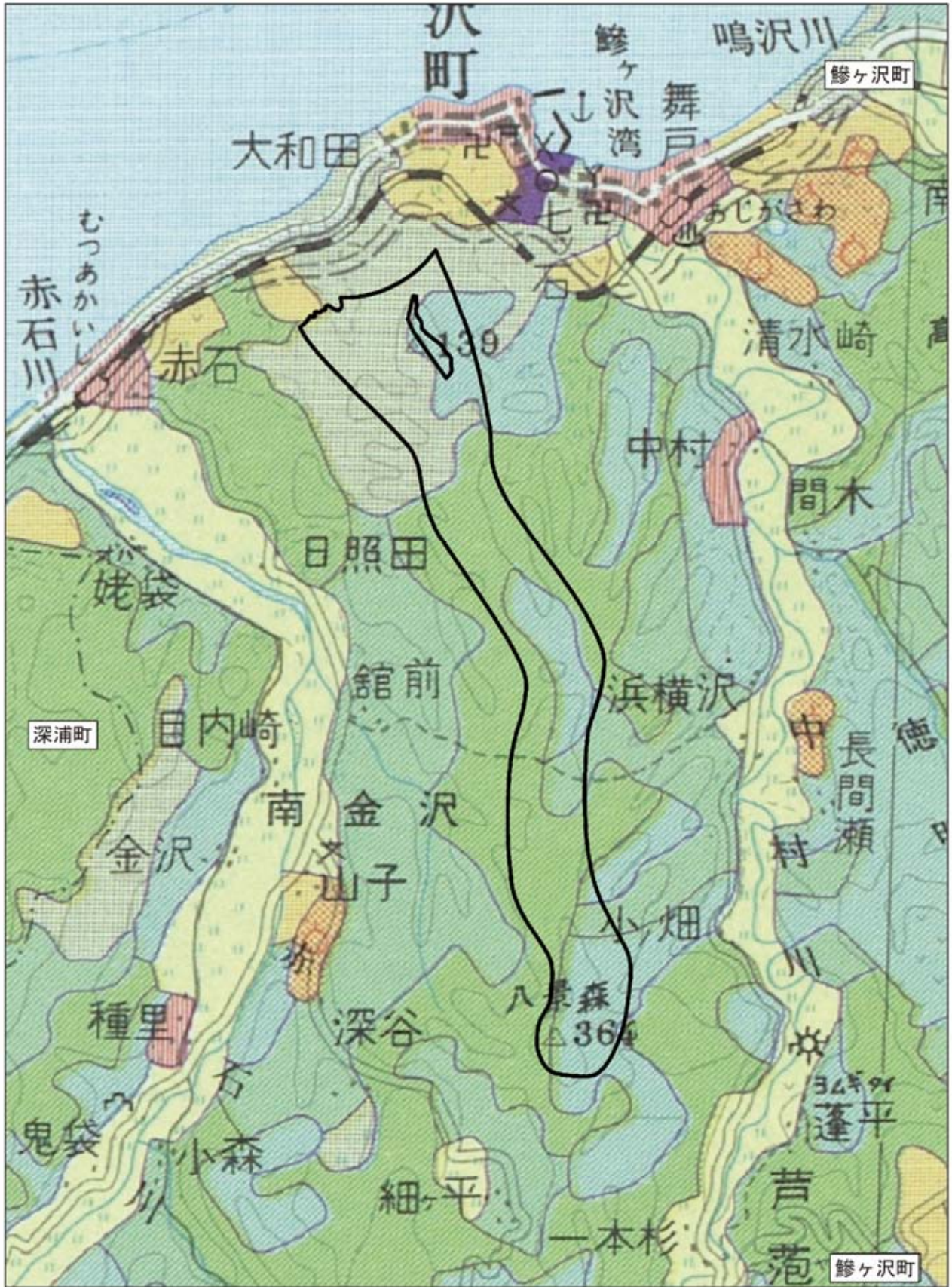
(出典) 「平成 28 年度固定資産の価格等の概要調査 土地」(青森県市町村課)



注) 値は小数点第 2 位で四捨五入しており、各割合の合計が 100%とならない場合がある。

(出典) 「平成 28 年度固定資産の価格等の概要調査 土地」(青森県市町村課)

図 3.2.2-1 土地利用の現況

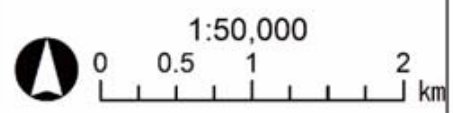


凡例

▭ 対象事業実施区域

住宅地	公共公益用地	針葉樹林	野草地	田	桑畑
商業地	公園緑地	広葉樹林	裸地	普通畑	その他の樹木畑
工業地	空地	混交樹林及びその他の林地	水面・河川	果樹園	牧草地
				茶畑	

図 3.2.2-2
土地利用の現況



(出典) 「1:1/200,000 土地利用図(青森)」(昭和 57 年 国土地理院)

(2) 土地利用計画

1) 都市計画法

鱒ヶ沢町における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域の指定状況を表 3.2.2-2 に示す。

また、対象事業実施区域及びその周囲の指定状況は図 3.2.2-3 に示すとおりで、対象事業実施区域内に用途地域はない。

表 3.2.2-2 用途地域の指定状況一覧

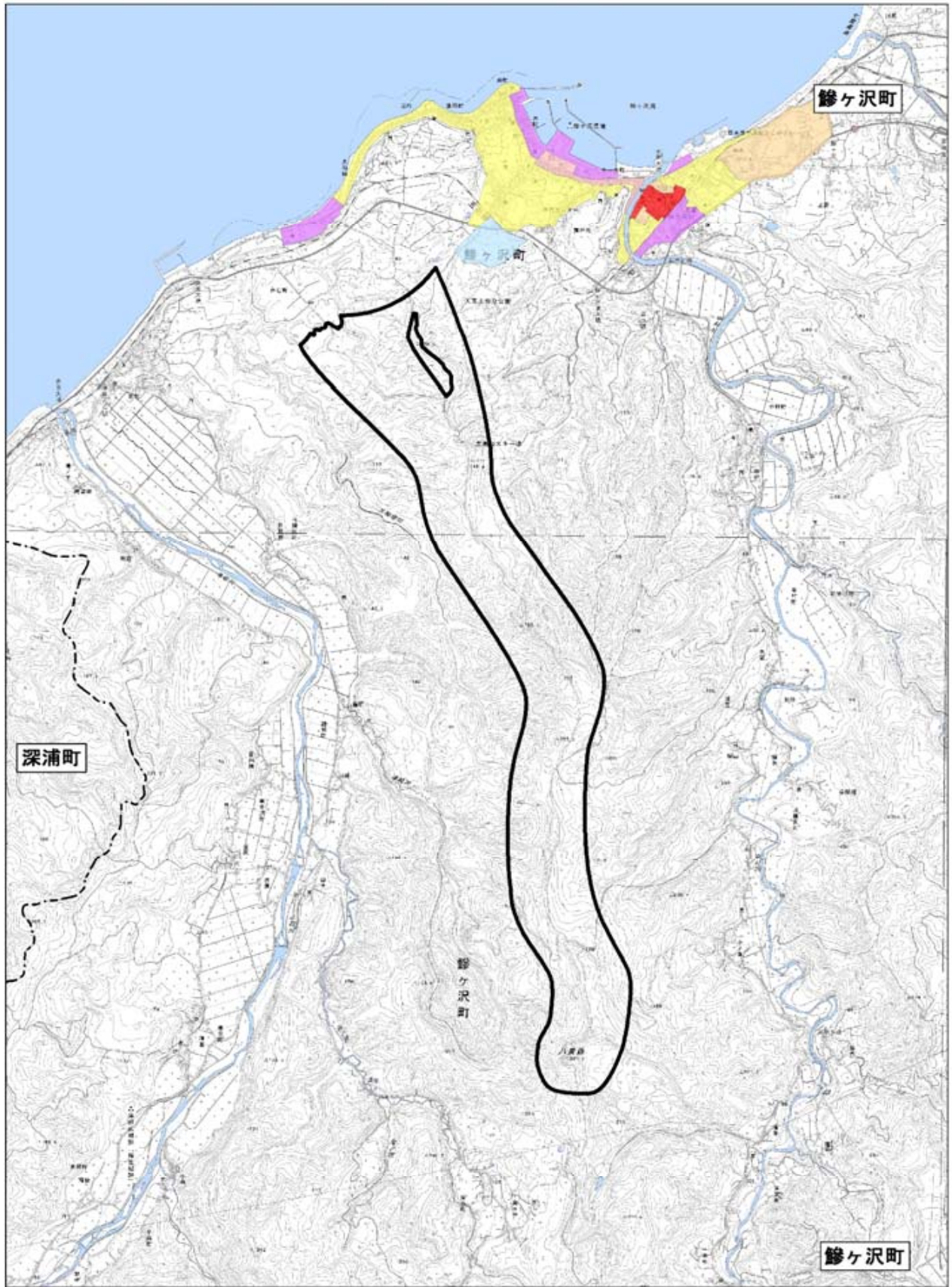
区分	面積 (ha)
第一種低層住居専用地域	-
第二種低層住居専用地域	-
第一種中高層住居専用地域	-
第二種中高層住居専用地域	-
第一種住居地域	114.0
第二種住居地域	40.0
準住居地域	-
近隣商業地域	9.1
商業地域	7.8
準工業地域	39.0
工業地域	12.0
工業専用地域	-
合 計	221.9

注) 平成 29 年 3 月 31 日現在
(出典) 「青森県の都市計画【資料編】」(青森県都市計画課)

2) 国土利用計画法

対象事業実施区域及びその周囲において、「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条に基づく「青森県国土利用計画—第五次—」（平成 29 年 2 月）を基本として策定された「青森県土地利用計画」（平成 29 年 3 月 青森県）により指定された都市地域、農業地域及び森林地域の指定状況を図 3.2.2-4、図 3.2.2-5 及び図 3.2.2-6 に示す。

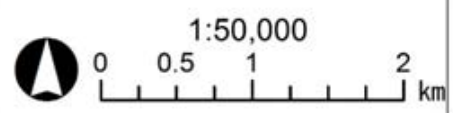
対象事業実施区域のほぼ全域が農業地域と森林地域に指定され、対象事業実施区域の北側に都市地域が分布する。

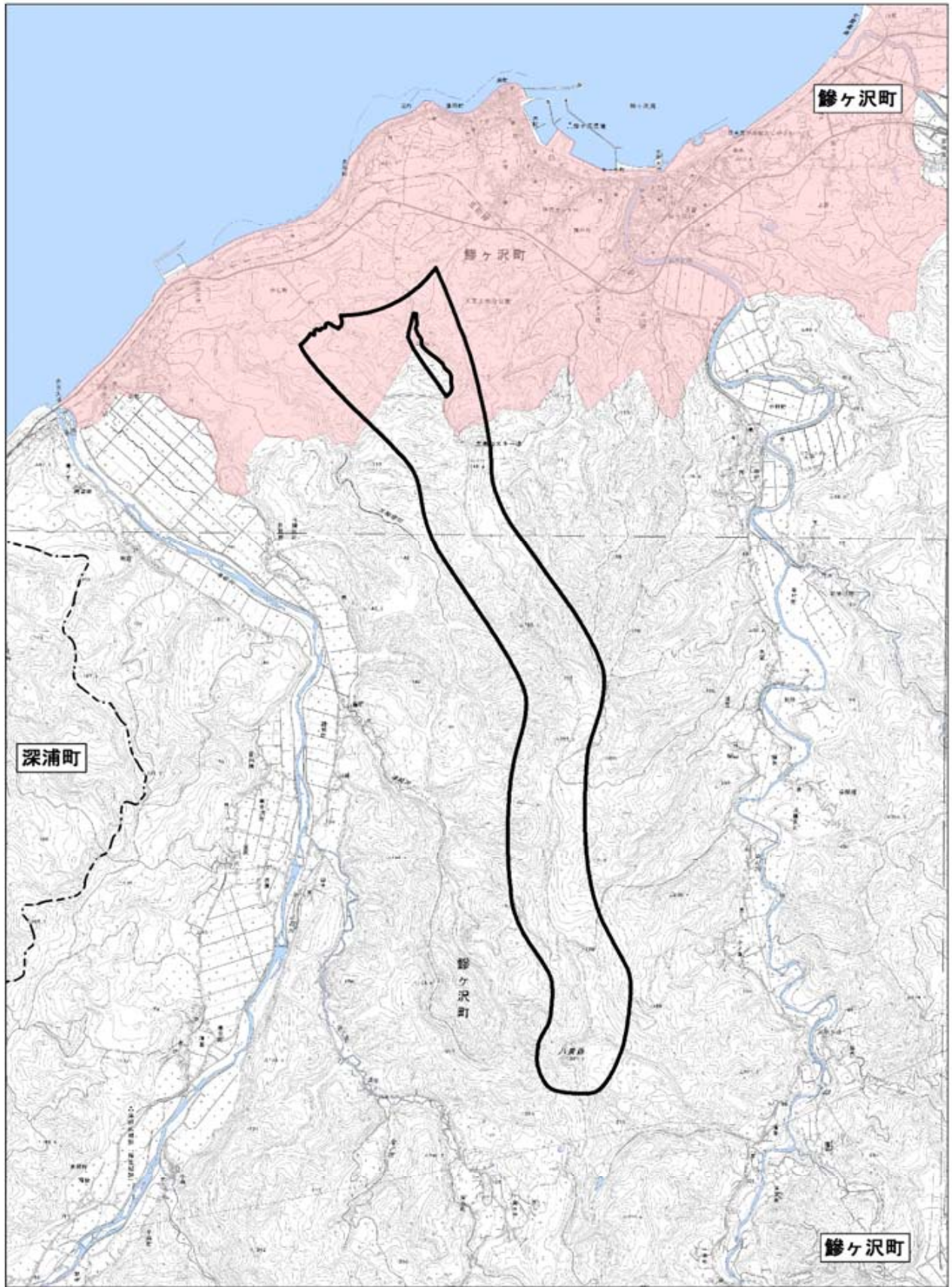


- 凡例
- -

図 3.2.2-3
用途地域の指定状況

(出典) 「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」

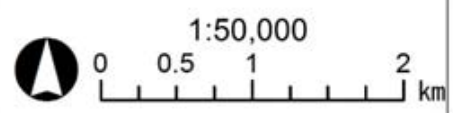


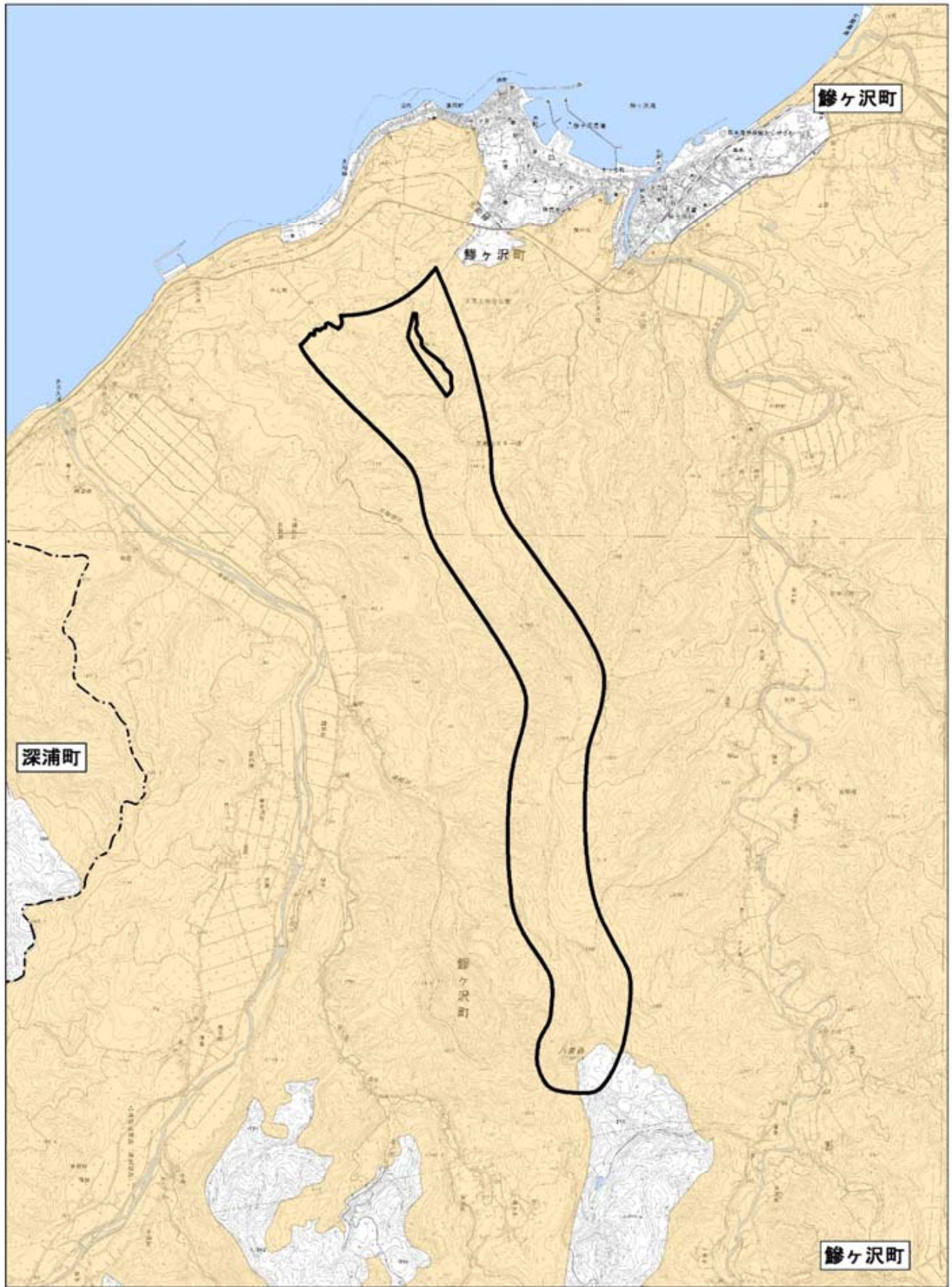


- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 市町村界
 - 都市地域

(出典) 「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」

図 3.2.2-4
 国土利用計画法に基づく
 地域の指定状況 (都市地域)

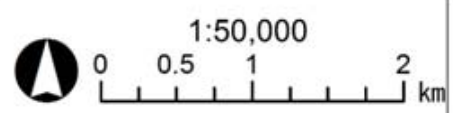


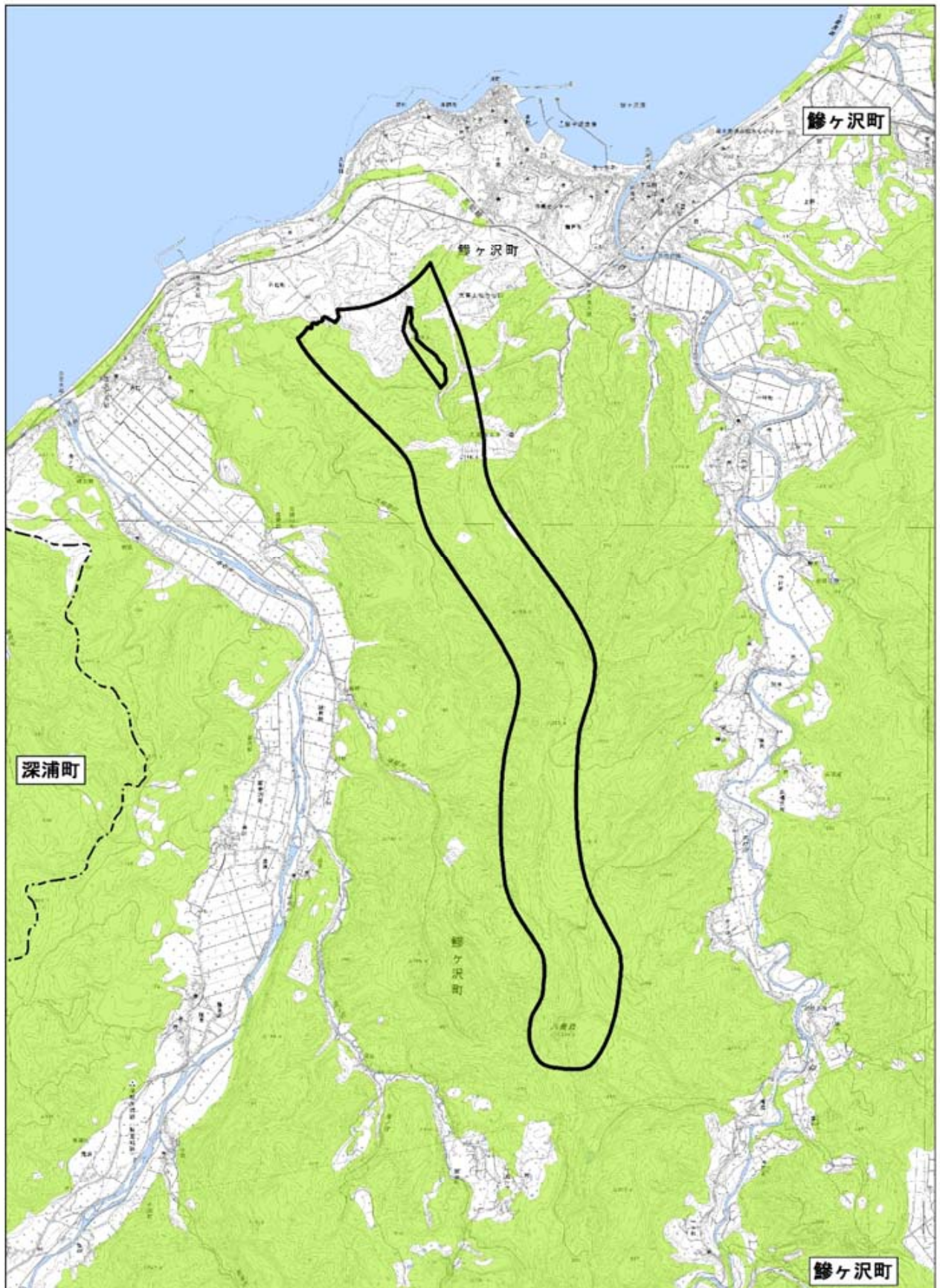


- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 市町村界
 - 農業地域

(出典) 「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」

図 3.2.2-5
 国土利用計画法に基づく
 地域の指定状況 (農業地域)

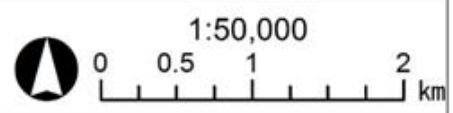




- 凡例
- 対象事業実施区域
 - - 市町村界
 - 森林地域

(出典) 「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY) 」

図 3.2.2-6
 国土利用計画法に基づく
 地域の指定状況 (森林地域)



3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川、湖沼等の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲には、主な河川として中村川、赤石川及び鳴沢川があり、そのうち、中村川、赤石川で内水面の漁業権が設定されている。

漁業権の設置状況を図 3.2.3-1 に示す。

なお、対象事業実施区域及びその周囲に湖沼は存在しないが、周囲の 3 ヶ所にため池があり、うち 1 ヶ所は農業用に利用されている。

ため池の位置を図 3.1.2-1 (3-19 (82) 頁) に、概要を表 3.1.2-2 (3-18 (81) 頁) に示した。

(2) 海域の利用状況

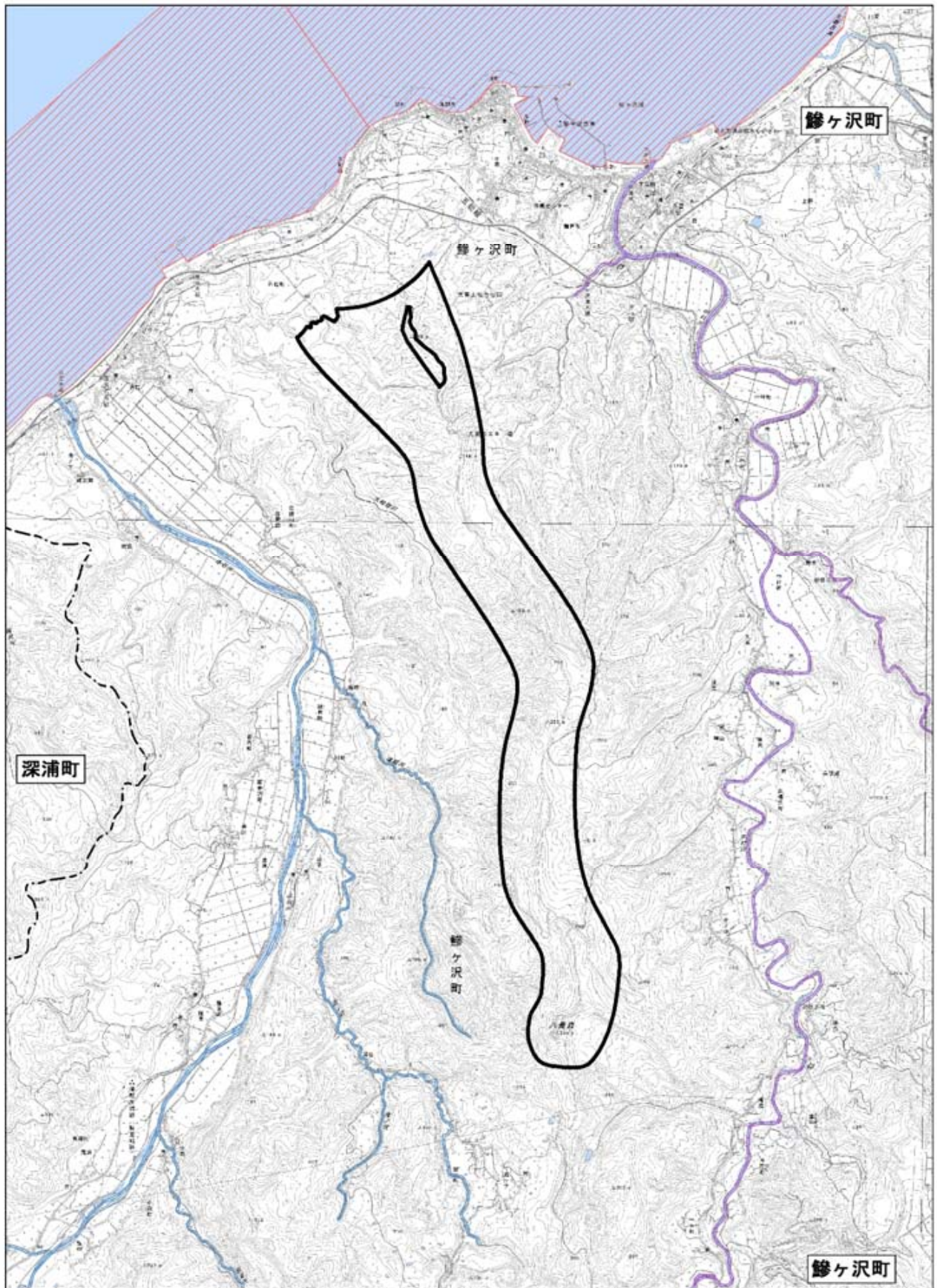
対象事業実施区域及びその周囲には、主な漁港として鱒ヶ沢漁港がある。

海域の漁業権設置状況を図 3.2.3-1 に示す。

(3) 地下水の利用

「青森県の水道（統計情報）平成 26 年度版（平成 27 年 3 月 31 日現在）」（青森県保健衛生課）によれば、対象事業実施区域が位置する鱒ヶ沢町の上水道事業における地下水の実績年間取水量は平成 26 年度で約 1,164 千 m³/年であった。

上水道（簡易水道、小規模水道を含む）の取水位置を図 3.2.3-2 に示す。



凡例

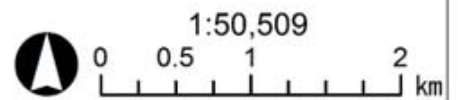
- 対象事業実施区域

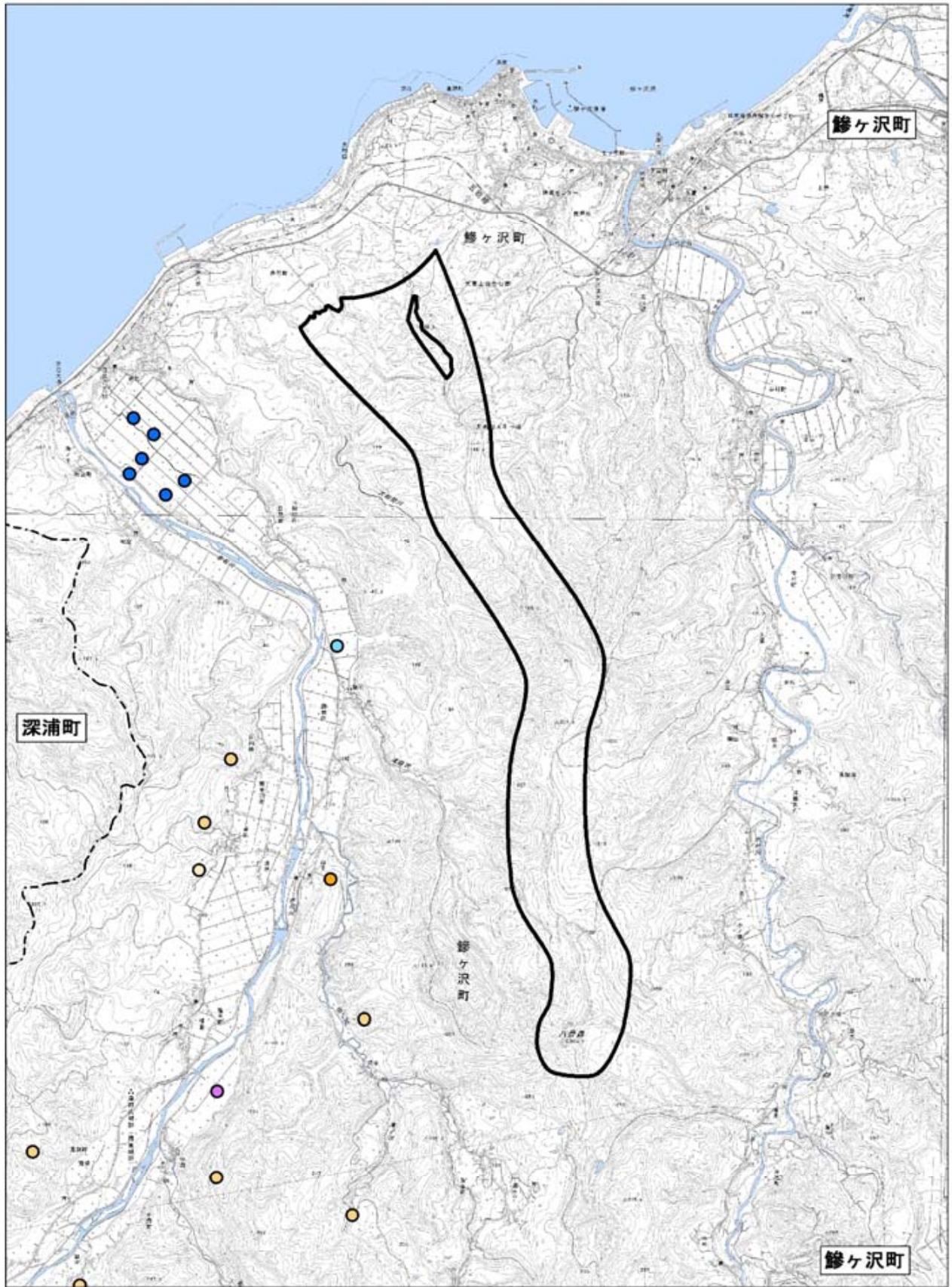
 漁業権設置範囲（海域）
- 市町村界

 漁業権設置範囲（赤石川本流・支流）
- 漁業権設置範囲（中村川本流・支流）

(出典) 海域：海上保安庁ホームページ CeisNet 漁業マップ
http://www4.kaiho.mlit.go.jp/CeisNet_mobile/gyogyo.html
 内水面：青森県内水面漁業協同組合連合会ホームページ
 赤石川 http://aonaigyo.web.fc2.com/kasen_37_akaisi.html
 中村川 http://aonaigyo.web.fc2.com/kasen_36_nakamura.html

図 3.2.3-1
内水面と海域の漁業権設置状況

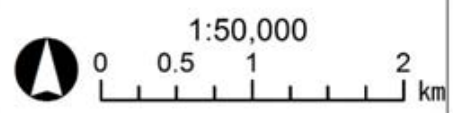




- 凡例**
- ▭ 対象事業実施区域
 - 市町村界
 - 水源位置
- 分類、井戸種類**
- 上水道、浅井戸
 - 上水道、深井戸
 - 小規模水道、深井戸
 - 小規模水道、湧水
 - 小規模水道、表流水（自流）
 - 簡易水道、浅井戸

(出典) 鱒ヶ沢町資料

図 3.2.3-2
上水（簡易水道、小規模水道を含む）の水源位置



3.2.4 交通の状況

(1) 道路及び鉄道網

対象事業実施区域及びその周囲の主要な道路及び鉄道を図 3.2.4-1 に示す。

主要な道路としては一般国道の自動車専用道路である津軽自動車道（「鱒ヶ沢道路」）、一般国道 101 号、主要地方道の県道 3 号弘前岳鱒ヶ沢線及び県道 31 号弘前鱒ヶ沢線、一般県道の県道 190 号松代町陸奥赤石停車場線、県道 191 号種里町柳田線及び県道 263 号鱒ヶ沢停車場線が位置している。

また、対象事業実施区域の北側の海岸線に沿って、JR 東日本の五能線が走っており、鱒ヶ沢駅と陸奥赤石駅が位置している。

(2) 自動車交通量

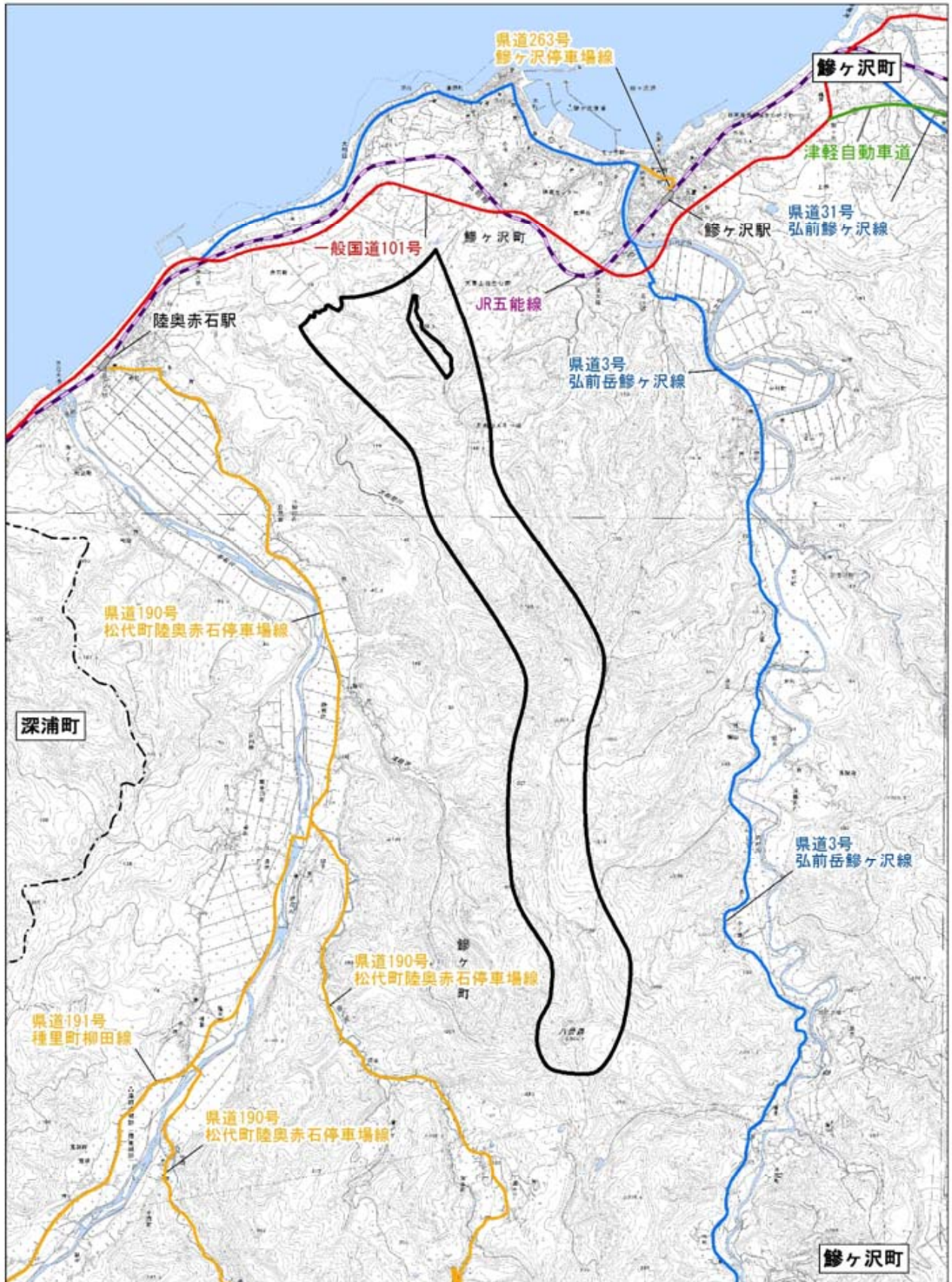
平成 27 年度における対象事業実施区域及びその周囲の主要な道路の自動車交通量の状況を表 3.2.4-1、図 3.2.4-2 に示す。

表 3.2.4-1 自動車交通量の調査結果（平成 27 年度）

No.	区分	路線名	調査単位 区間番号	観測地点	交通量		備考
					台/昼間 12 時間	台/24 時間	
1	一般 国道	一般国道 101 号	10670	つがる市森田町森田平山 105-2	8,432	10,624	
			10680	鱒ヶ沢町大字舞戸字鳴戸 384-37	5,798	7,248	
			10690	鱒ヶ沢町大字赤石町字大和田町 35-91 先	5,504	6,880	
			10700	深浦町大字柳田字宮崎 84-32	4,384	5,436	
			10760*	—	545	703	現在は町道
2	主要 地方道	県道 3 号 弘前岳鱒ヶ沢線	40170	鱒ヶ沢町大字芦菴町字鹿子石 33	322	415	
			40180	鱒ヶ沢町大字赤石町字大和田 137-1	1,498	1,813	
			40181*	—	2,781	3,393	
3	主要 地方道	県道 31 号 弘前鱒ヶ沢線	41130*	—	2,897	3,534	
4	一般 県道	県道 190 号 松代町陸奥 赤石停車場線	61140*	—	1,037	1,244	
5	一般 県道	県道 191 号 種里町柳田線	61160*	—	802	1,027	
6	一般 県道	県道 263 号 鱒ヶ沢停車場線	62020	鱒ヶ沢町大字舞戸町字上富田 64-1	2,521	3,101	
			62021*	—	2,111	2,575	

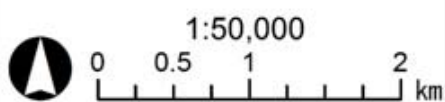
注) ※印の区間番号の交通量は推定値を示す。

(出典) 「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査集計表」（国土交通省道路局）

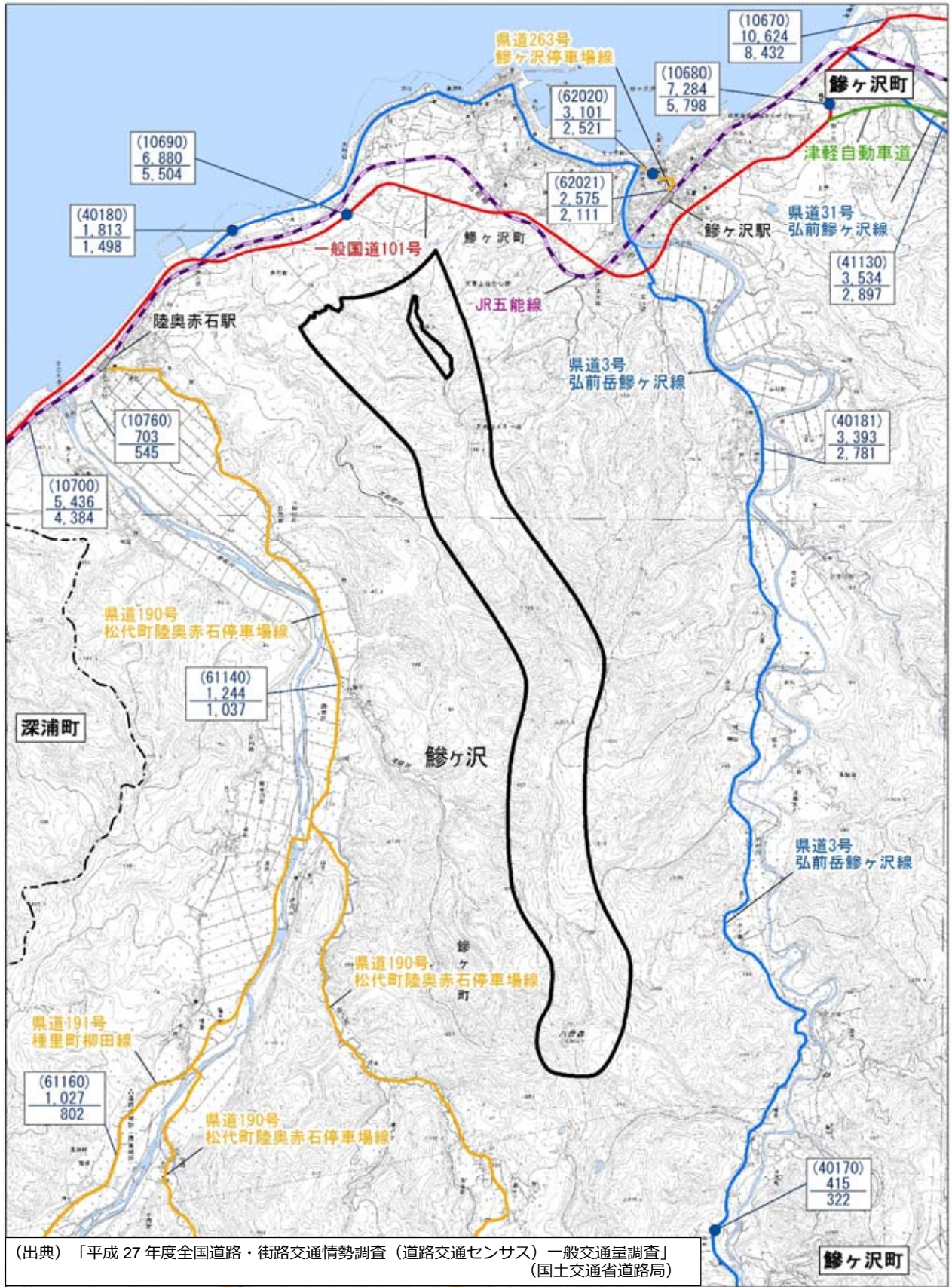


- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 一般国道の自動車専用道路
 - 一般国道
 - 主要地方道
 - 一般県道
 - 鉄道
 - 駅
 - 市町村界

図 3.2.4-1
 主要な道路及び鉄道の位置



(出典) 「平成 29 年度 管内概要」 (西北地域県民局地域整備部)



凡例

- ◻ 対象事業実施区域
- 市町村界
- 交通量観測地点
- 一般国道の自動車専用道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 鉄道
- 駅

(調査単位区間番号)
24 時間交通量
昼間 12 時間交通量

図 3.2.4-2
自動車交通量の状況

1:50,000

0 0.5 1 2 km

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置

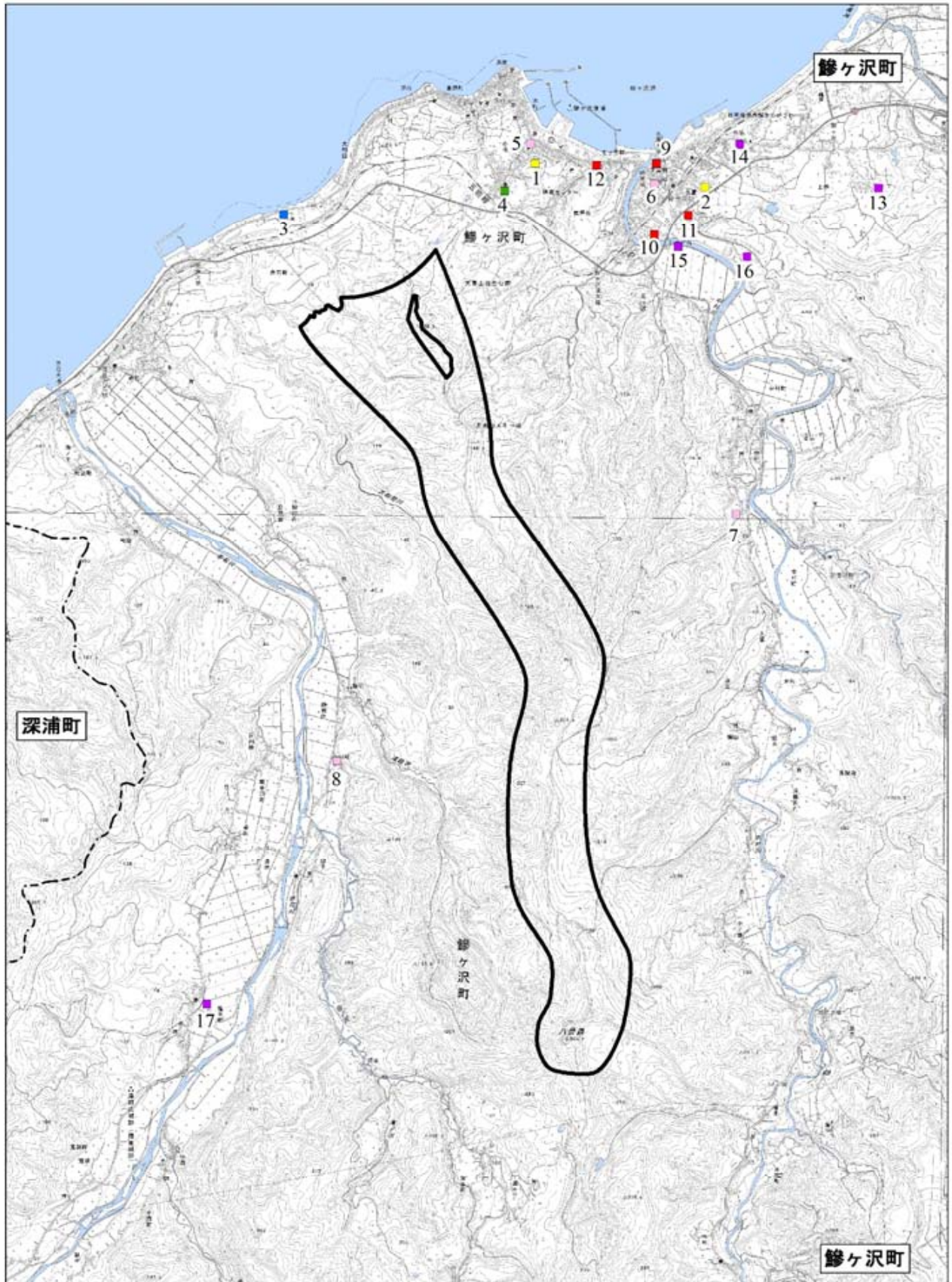
対象事業実施区域及びその周囲には、小学校2ヶ所、中学校1ヶ所、高等学校1ヶ所、保育所4ヶ所、病院・医院4ヶ所及び社会福祉施設が5ヶ所ある。

施設等の位置を図3.2.5-1に、名称等を表3.2.5-1に示す。

表3.2.5-1 対象事業実施区域及びその周囲の学校、病院、社会福祉施設等

項目	No	名称	対象事業実施区域からの距離
小学校	1	西海小学校	約1.2km
	2	舞戸小学校	約2.4km
中学校	3	鱒ヶ沢中学校	約0.9km
高等学校	4	鱒ヶ沢高等学校	約0.8km
保育所	5	幼保連帯型認定こども園鱒ヶ沢こども園	約1.2km
	6	幼保連帯型認定こども園舞戸保育所	約2.0km
	7	保育所型認定こども園中村保育所	約1.5km
	8	みなみ保育園	約1.5km
病院 医院	9	越前医院	約2.1km
	10	つがる西北五広域連合 鱒ヶ沢病院	約1.8km
	11	あじがさわクリニック	約2.2km
	12	七ツ石内科	約1.6km
社会福祉 施設	13	しあわせ	約3.8km
	14	あっとホームあい	約2.8km
	15	グループホームやよい荘	約2.0km
	16	鱒ヶ沢町総合保健福祉センター	約2.5km
	17	グループホーム安心住宅	約2.9km

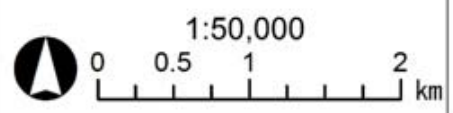
- (出典) 1. 青森県教育政策課ホームページ
<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/chousa02.html>
 2 「青森県健康福祉関係施設名簿（平成29年4月1日現在）」
 （青森県健康福祉政策課）
 3 「青森県内の福祉施設」（福祉ネットあおりホームページ
<http://aosyakyo.or.jp/facilities>）
 4 「コード内容別医療機関一覧表（平成29年9月1日現在）」（東北厚生局ホームページ
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/itiran.html）



凡例
 ■ 対象事業実施区域
 --- 市町村界
 ■ 保育所
 ■ 小学校
 ■ 中学校
 ■ 高等学校
 ■ 病院
 ■ 社会福祉施設

注) 図中の番号は、表 3.2.5-1 の番号と対応する。
 (出典) 1. 青森県教育政策課ホームページ
 2. 「青森県健康福祉関係施設名簿」(青森県健康福祉政策課)
 3. 「青森県内の福祉施設」(福祉ネットあおもりホームページ)
 4. 「コード内容別医療機関一覧表」(東北厚生局ホームページ)

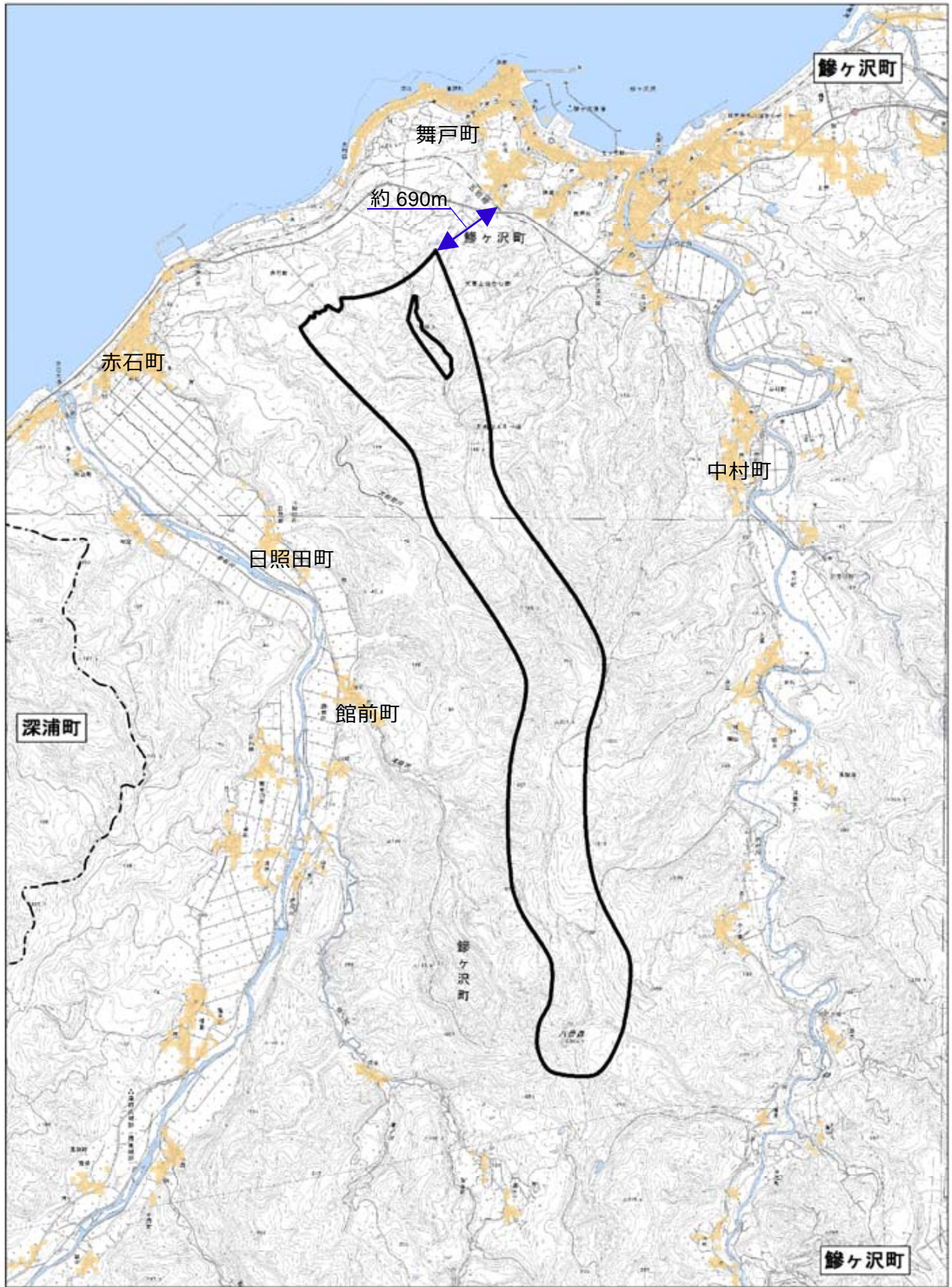
図 3.2.5-1
 学校、病院、社会福祉施設等の配置の状況



(2) 住宅の配置

対象事業実施区域及びその周囲の住宅の配置を図 3.2.5-2 に示す。

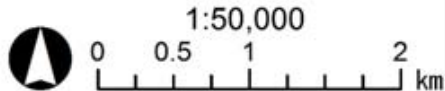
対象事業実施区域には住宅は存在しないが、北側の舞戸町、東側の中村町、西側の赤石町、日照田町、館前町等に集落が存在しており、最も近い住宅は対象事業実施区域から約 690m 付近となっている。



- 凡例
- ▭ 対象事業実施区域
 - - 市町村界
 - 住宅の配置

(出典) 「国土数値情報ダウンロードサービス」
 (国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ)

図 3.2.5-2
 住宅の配置の概況



3.2.6 下水道の整備状況

(1) 下水道事業及び農業集落排水事業等

平成 26 年度末における鱒ヶ沢町の下水道事業、農業集落排水事業等による汚水処理の状況を表 3.2.6-1 に示す。

鱒ヶ沢町の汚水処理人口普及率は 47.8%で、青森県全体の 76.4%より低い値を示している。

表 3.2.6-1 汚水処理の状況（平成 26 年度末）

県町名	行政人口 (人)	下水道 処理人口 (人)	農業集落排水 等処理人口 (人)	合併処理浄化 槽処理人口 (人)	合計 (人)	汚水処理 人口普及率 (%)
鱒ヶ沢町	10,899	2,632	1,825	756	5,213	47.8
青森県	1,343,828	776,260	121,633	128,513	1,026,406	76.4

(出典) 「青森県汚水処理施設整備構想（第 4 次構想）」（平成 28 年 7 月 青森県）

(2) し尿処理の状況

平成 27 年度実績における鱒ヶ沢町のし尿処理の状況及び水洗化率を表 3.2.6-2 に示す。

鱒ヶ沢町の水洗化率は 48.5%で、青森県全体の水洗化率 86.7%を大きく下回っている。対象事業実施区域内には、し尿処理施設が 1 ヶ所存在する。

その位置を図 3.2.6-1 に示す。

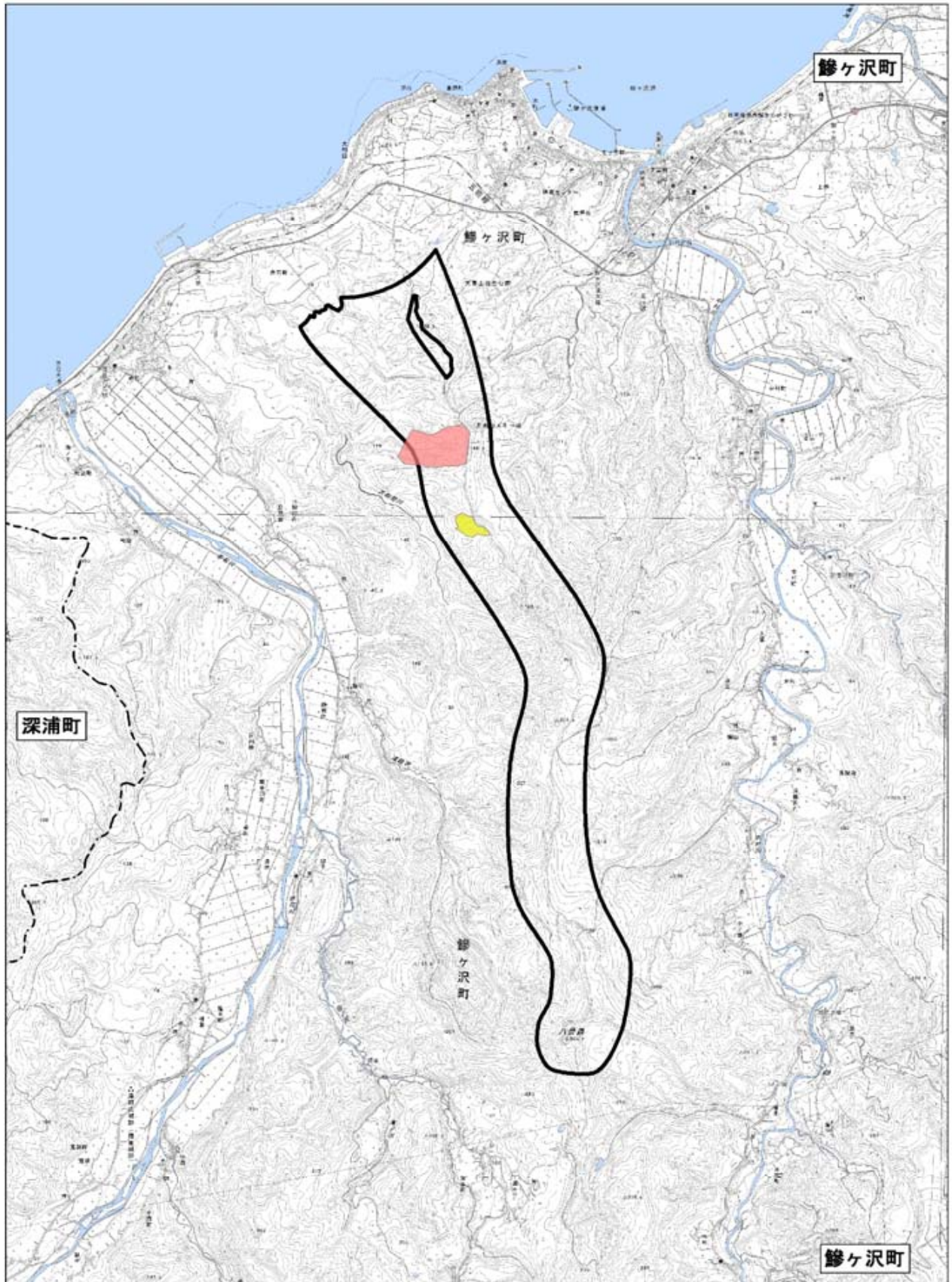
表 3.2.6-2 し尿処理の状況及び水洗化率（平成 27 年度実績）

県町名	計画処理 区域内 人口 (人)	水洗化人口 (人)					非水洗化人口(人)			水洗化 率 (%)
		公共 下水道 人口	コミュ ニティ プラント 人口	浄化槽 人口	合併処理 人口	計画 収集 人口	自家 処理 人口			
鱒ヶ沢町	10,819	5,249	2,685	0	2,564	2,564	5,570	5,570	0	48.5
青森県	1,340,999	1,162,339	693,277	0	469,062	212,488	178,660	178,660	0	86.7

注) 水洗化率 (%) = (水洗化人口) / (計画処理区域内人口) × 100

(出典) 「平成 27 年度 一般廃棄物処理事業実態調査結果について」

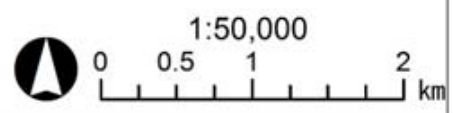
(平成 29 年 4 月 青森県環境政策課)



凡例
 対象事業実施区域 一般廃棄物最終処分場(2つの最終処分場を含む)
 -- 市町村界 尿処理場

(出典) 1. 西海岸衛生処理組合へのヒアリング結果
 2. 「国土数値情報数値情報ダウンロードサービス」

図 3.2.6-1
 し尿処理施設及び
 一般廃棄物最終処分場の位置



3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物

鱈ヶ沢町における一般廃棄物の処理状況を表 3.2.7-1 に示す。

平成 27 年度実績の一般廃棄物の総排出量は、鱈ヶ沢町で 3,788t、青森県で 503,390t、リサイクル率は鱈ヶ沢町で 7.4%、青森県で 15.0%となっている。

また、対象事業実施区域内には一般廃棄物最終処分場が 2 ヲ所存在する。

それらの位置を図 3.2.6-1、図 3.2.7-1 に示す。

表 3.2.7-1 一般廃棄物の処理状況（平成 27 年度実績）

市町名		鱈ヶ沢町	青森県
ごみ総排出量(t)	計画収集量 (t)	3,319	450,954
	直接搬入量 (t)	423	40,039
	集団回収量 (t)	46	12,397
	自家処理量 (t)	0	0
	合計 (t)	3,788	503,390
ごみ処理量(t)	直接焼却量 (t)	3,229	404,192
	直接最終処分量 (t)	64	10,052
	焼却以外の中間処理量 (t)	340	62,261
	直接資源化量 (t)	111	10,589
	合計 (t)	3,744	487,094
中間処理後再生利用量 (t)		123	51,726
リサイクル率 (%)		7.4	15.0
1 人 1 日当たりの排出量 (g)		957	1,026
最終処分量 (t)		708	53,276

注) リサイクル率：

$(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$

(出典) 「平成 27 年度 一般廃棄物処理事業実態調査結果について」

(平成 29 年 4 月 青森県環境政策課)

(2) 産業廃棄物

青森県における産業廃棄物の発生量及び処理状況を表 3.2.7-2 に示す。

平成 25 年度の青森県の産業廃棄物の排出量は 4,794 千 t/年であり、このうち、3,245 千 t/年（発生量の約 68%）が資源化されている。

また、対象事業実施区域から約 50km の範囲の青森県内に位置する産業廃棄物処理施設（収集・運搬を除く）の処理区別施設数を表 3.2.7-3 に、それらの位置を図 3.2.7-1 に示す。

表 3.2.7-2 産業廃棄物の発生量及び処理状況（青森県、平成 25 年度）

区分	発生量 (千 t/年)	減量化量 (千 t/年)	資源化量 (千 t/年)	最終処分量 (千 t/年)	保管等量 (千 t/年)
合 計	4,794	1,486	3,245	61	1
燃え殻	9	0	8	1	0
汚泥	1,568	1,424	133	9	1
廃油	12	7	5	0	0
廃酸	3	1	2	0	0
廃アルカリ	9	1	7	0	0
廃プラスチック類	29	11	13	5	0
紙くず	7	2	5	0	0
木くず	122	19	100	3	0
繊維くず	1	1	0	0	0
動植物性残さ	40	6	34	1	0
ゴムくず	0	0	0	0	0
金属くず	32	0	30	2	0
ガラス陶磁器くず	94	0	79	15	0
鉱さい	1,812	0	1,812	0	0
がれき類	1,001	0	978	22	0
ばいじん	32	0	32	0	0
動物の死体	5	0	4	0	0
その他産業廃棄物	19	14	2	3	0

注) 合計の値は四捨五入により合わない部分がある。

(出典) 「平成 29 年版 環境白書」(平成 29 年 10 月 青森県環境政策課)

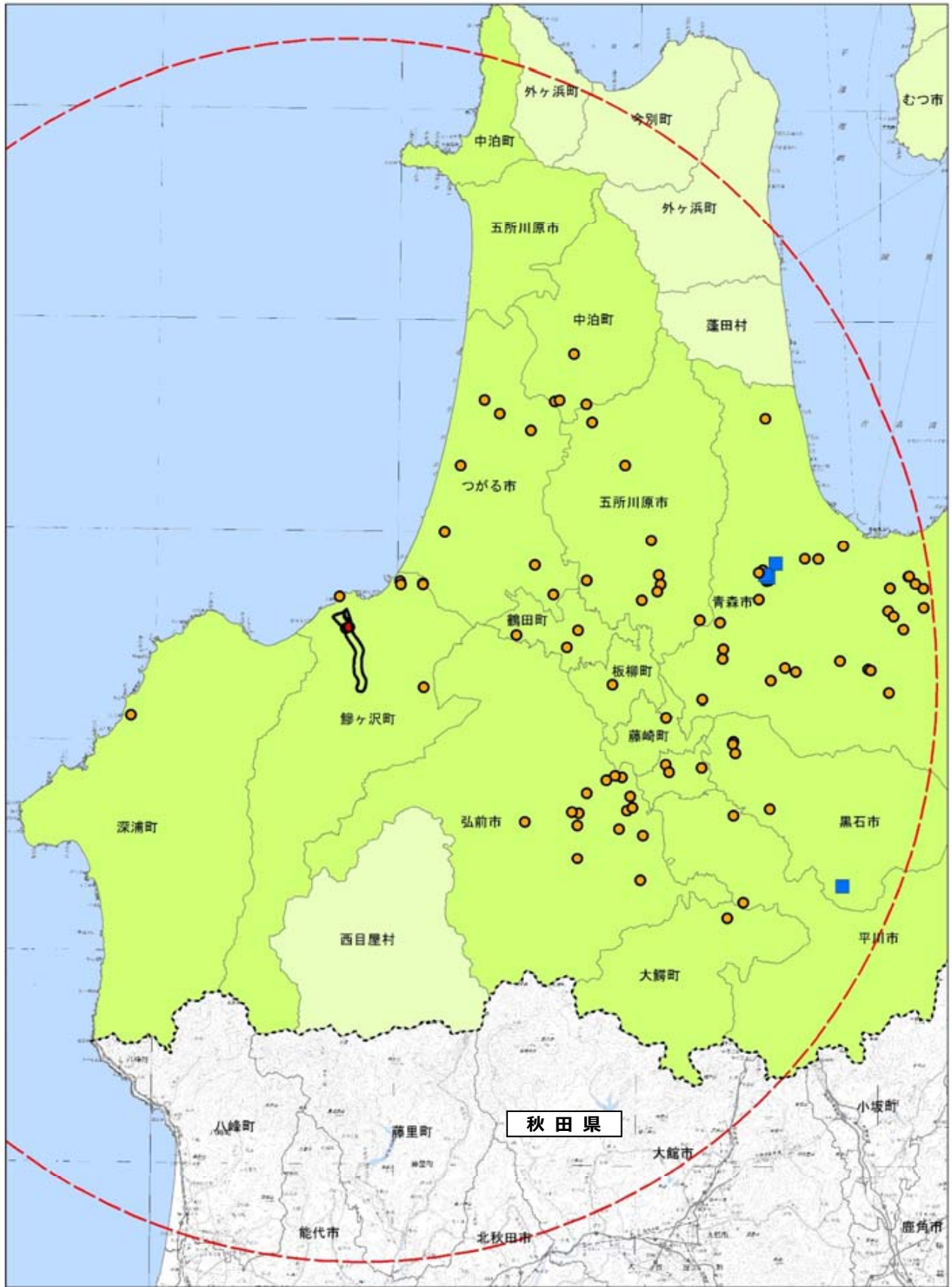
表 3.2.7-3 対象事業実施区域から約 50km の範囲の産業廃棄物処理施設数（青森県内）

処理区分 市町村	中間						最終	計
	破砕(破砕(分別)を含む)	切断	圧縮(圧縮・梱包、圧縮固化を含む)	焼却	固化(熔融固化、造粒固化、溶融を含む)	その他	埋立	
鱒ヶ沢町	3	1	2		2	3		11
つがる市	5	2	1	2	2	3		15
鶴田町	4	1	2		1	4		12
深浦町	1							1
弘前市	9	2	2	1	4	1		19
五所川原市	8	3	4	2	3	3		23
青森市	17	6	8	3	7	9	3	53
黒石市	4	1	3	2	2		1	13
大鰐町	1							1
中泊町	3	1		1	2	1		8
田舎館村	2	2	1					5
藤崎町					1			1
板柳町	1							1
平川市	2					1		3
計	60	19	23	11	24	25	4	166

注) 収集・運搬業者、及び特別管理産業廃棄物処分業者を除く。

(出典) 1. 「産業廃棄物処理業者名簿(平成 28 年度)」(青森県環境保全課資料)

2. 「青森市産業廃棄物処理業者名簿」(平成 29 年 4 月 1 日現在 青森市)



凡例
 --- 県境界線
 対象事業実施区域
 対象事業実施区域より50km
 廃棄物処理施設を有する市町村
 廃棄物処理施設を有さない市町村

● 一般廃棄物最終処分場
 ○ 中間処理施設
 ■ 産業廃棄物最終処分場

(出典) 1. 「産業廃棄物処理業者名簿(平成28年度)」(青森県環境保全課資料)
 2. 「青森市産業廃棄物処理業者名簿」(平成29年4月1日現在 青森市)
 3. 「国土数値情報数値情報ダウンロードサービス」

図 3.2.7-1
 廃棄物処理施設の位置

1:500,000

0 5 10 20 km

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

3.2.8.1 公害関係法令等

(1) 環境基準等

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、環境基準が定められている。

1) 大気汚染

大気汚染に係る環境基準を表 3.2.8-1 に示す。

また、ベンゼン等の有害大気汚染物質に係る環境基準は表 3.2.8-2 に、微小粒子状物質に係る環境基準は表 3.2.8-3 に示すとおりである。

これらの基準は全国一律に定められている。

表 3.2.8-1 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。 3. 二酸化窒素については、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回るものとならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。	

(出典) 1. 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）
 2. 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）

表 3.2.8-2 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることをかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

(出典) 「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」 (平成 9 年環境庁告示第 4 号)

表 3.2.8-3 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

(出典) 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」

(平成 21 年環境庁告示第 33 号)

2) 騒音

騒音に係る環境基準は、表 3.2.8-4 に示すように、地域の類型及び時間の区分ごとに定められている。

鱒ヶ沢町においては、環境基準の地域類型のあてはめはされていない。

表 3.2.8-4 騒音に係る環境基準

【一般地域】

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注) 1. 時間の区分は、昼間が午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間は午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
 2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
 (出典) 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

【道路に面する地域】

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

- 注) 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 (出典) 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

上表において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として下表の基準値に掲げるとおりとする。

【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下)によることができる。	

- 注) 幹線交通を担う道路：道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る)
 (出典) 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

3) 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」がそれぞれ定められている。

このうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3.2.8-5 に示すとおりで、全公共用水域に対して一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川、湖沼、海域の各公共用水域について、水域類型ごとに基準値が定められている。

河川の「生活環境の保全に関する環境基準」については表 3.2.8-6、表 3.2.8-7 に、湖沼については表 3.2.8-8～表 3.2.8-10 に、海域については表 3.2.8-11～表 3.2.8-13 にそれぞれ示す。

対象事業実施区域及びその周囲では、中村川及び赤石川が「河川 A 類型」、日本海岸地先海域が「海域 A 類型」に指定されている。

表 3.2.8-5 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

(出典) 「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 3.2.8-6 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる）
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。（湖沼についてもこれに準じる。）
3. MPN：最確数

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 (出典) 「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.8-7 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる）				

（出典）「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.8-8 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度
 (出典) 「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2.8-9 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	水道3級（特殊なもの） 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	水産2種 及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 （出典）「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.2.8-10 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考
基準値は、年間平均値とする。

（出典）「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.2.8-11 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全 及び B 以下の欄に掲げる もの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出され ないこと
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。
3. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度
 (出典) 「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 3.2.8-12 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全 及び II 以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種 水浴 及び III 以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種 及び IV の欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度
 (出典) 「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 3.2.8-13 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする。				

（出典）「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

次に、水質汚濁に係る環境基準のうち、地下水に係る環境基準は表 3.2.8-14 に示すとおりで、すべての地下水に対して適用される。

表 3.2.8-14 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。(測定方法の欄に掲げる方法は省略する)</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

(出典) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 (平成 9 年環境庁告示第 10 号)

4) 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準を表 3.2.8-15 に示す。

なお、汚染がもつぱら自然的要因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他下表の項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

表 3.2.8-15 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>

（出典）「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）

5) ダイオキシン類

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。その内容を表 3.2.8-16 に示す。

表 3.2.8-16 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

(出典) 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

(2) 規制基準等

1) 大気汚染

「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）では、工場・事業場からのばい煙等の排出規制の実施等により、大気汚染を防止して、国民の健康を保護し、生活環境を保全するため、ばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）、揮発性有機化合物（VOC）、粉じん（一般粉じん、特定粉じん（石綿））を規制対象物質として、施設の種類・規模、作業ごとに排出基準が定められている。

工場・事業場に対する排出基準としては、全国一律に施設ごとに適用される一般排出基準、都道府県が定める一般排出基準より厳しい上乘せ基準、地域により新規に設置される施設に適用される特別排出基準、ばい煙の総量を工場単位で規制する総量規制基準がある。

2) 騒音

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）においては、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業騒音に係る基準及び自動車騒音の要請限度が定められている。それらの内容を表3.2.8-17～表3.2.8-19に示す。

青森県においては青森市等8市で騒音規制区域が指定されているが、鱒ヶ沢町には規制区域はない。

表 3.2.8-17 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分 \ 時間の区分	朝	昼間	夕	夜間
第1種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第2種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

注) 1. 第2種、第3種及び第4種区域内に存在する学校、病院等特に静穏を必要とする施設の敷地周囲50m以内では、表の値から5デシベル減じた値。

2. 青森県における時間の区分は以下のとおり。

朝：午前6時から午前8時まで

昼間：午前8時から午後7時まで

夕：午後7時から午後9時まで

夜間：午後9時から翌日の午前6時まで

3. 青森市等8市における区域の区分は以下のとおり。

第1種区域：指定区域のうち、低層住居専用地域である。

第2種区域：指定区域のうち、中高層住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。

第3種区域：指定区域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域である。

第4種区域：指定区域のうち、工業地域である。

(出典) 「平成29年版 環境白書（資料編）」（平成29年10月 青森県環境政策課）

表 3.2.8-18 特定建設作業騒音に係る基準

規制種別 地域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの 作業時間	作業期間	作業日
1号区域	85 デシベル	午後 7 時から翌日の 午前 7 時の時間内で ないこと	10 時間を超 えないこと	連続 6 日を超 えないこと	日曜日その 他の休日 でないこと
2号区域		午後 10 時から翌日の 午前 6 時の時間内 でないこと	14 時間を超 えないこと		

- 注) 1. 1号区域：騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として、都道府県知事又は市長が指定した区域
- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
 - ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
 - ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。
 - ニ 学校、病院等の敷地の周囲おおむね 80m の区域内であること。
2. 2号区域：騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域
- (出典) 「平成 29 年版 環境白書 (資料編)」 (平成 29 年 10 月 青森県環境政策課)

表 3.2.8-19 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
1 a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
2 a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
3 b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

- 注) 1. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域 (2 車線以下の道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。)に係る限度は上表に係わず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。
2. 時間の区分は以下のとおり。
 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで
 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
3. a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ以下に掲げる区域として都道府県知事又は市長が定めた区域をいう。
 a 区域：専ら住居の用に供される区域
 b 区域：主として住居の用に供される区域
 c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
- (出典) 「平成 29 年版 環境白書 (資料編)」 (平成 29 年 10 月 青森県環境政策課)

3) 振動

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）においては、特定工場等において発生する振動に関する規制基準、特定建設作業振動に係る基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それらの内容を表3.2.8-20～表3.2.8-22に示す。

青森県においては青森市等8市で振動規制区域が指定されているが、鱒ヶ沢町には規制区域はない。

表 3.2.8-20 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
第1種区域		60 デシベル	55 デシベル
第2種区域		65 デシベル	60 デシベル

- 注) 1. 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の敷地周囲50m以内では、表の値から5デシベル減じた値。
 2. 青森県における時間の区分は以下のとおり。
 昼間：午前8時から午後7時まで
 夜間：午後7時から翌日の午前8時まで
 3. 青森市等8市における区域の区分は以下のとおり。
 第1種区域：指定区域のうち、住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。
 第2種区域：指定区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域である。
 (出典) 「平成29年版 環境白書(資料編)」(平成29年10月 青森県環境政策課)

表 3.2.8-21 特定建設作業振動に係る基準

規制種別 地域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの 作業時間	作業期間	作業日
1号区域	75 デシベル	午後7時から翌日の 午前7時の時間内 でないこと	10 時間を超 えないこと	連続6日を超 えないこと	日曜日その 他の休日 でないこと
2号区域		午後10時から翌日 の午前6時の時間内 でないこと	14 時間を超 えないこと		

- 注) 1. 1号区域：振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として、都道府県知事又は市長が指定した区域
 イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
 ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
 ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。
 ニ 学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。
 2. 2号区域：振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域
 (出典) 「平成29年版 環境白書(資料編)」(平成29年10月 青森県環境政策課)

表 3.2.8-22 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間	備考
第1種区域		65 デシベル	60 デシベル	昼間及び夜間とは、それぞれ以下の時間の範囲内において都道府県知事又は市長が定めた時間をいう。 昼間：午前5時、6時、7時又は8時から 午後7時、8時、9時又は10時 夜間：午後7時、8時、9時又は10時から 翌日の午前5時、6時、7時又は8時
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル	

(出典) 「平成29年版 環境白書(資料編)」(平成29年10月 青森県環境政策課)

4) 悪臭

青森県では、「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物について、排出を規制する地域及び規制基準を定めている。

規制地域における規制基準は表 3.2.8-23～表 3.2.8-25 に示すとおりで、敷地の境界線、煙突その他排出口及び敷地外へ排出する排水について基準値が定められている。

鱒ヶ沢町には悪臭の規制地域が指定されており、図 3.2.8-1 に示すとおり、対象事業実施区域には規制地域は位置していない。

表 3.2.8-23 事業地の敷地の境界線の地表における規制基準（許容限度）

特定悪臭物質の種類	濃度
アンモニア	1 ppm
メチルメルカプタン	0.002ppm
硫化水素	0.02ppm
硫化メチル	0.01ppm
二硫化メチル	0.009ppm
トリメチルアミン	0.005ppm
アセトアルデヒド	0.05ppm
プロピオンアルデヒド	0.05ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
イソブチルアルデヒド	0.02ppm
ノルマルバレールアルデヒド	0.009ppm
イソバレールアルデヒド	0.003ppm
イソブタノール	0.9ppm
酢酸エチル	3 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm
トルエン	10ppm
スチレン	0.4ppm
キシレン	1 ppm
プロピオン酸	0.03ppm
ノルマル酪酸	0.001ppm
ノルマル吉草酸	0.0009ppm
イソ吉草酸	0.001ppm

(出典) 「悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定」
(昭和48年青森県告示第121号)

表 3.2.8-24 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準（許容限度）

特定悪臭物質（アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンに限る。）の種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

q：流量（0℃、1気圧の状態に換算した m³/時）
 He：補正された排出口の高さ（m）
 Cm：事業場の敷地の境界線の地表における規制基準として定められた値（ppm）

備考

1. 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He = Ho + 0.65 \cdot (Hm + Ht)$$

$$Hm = 0.795 \cdot \sqrt{Q} \cdot \sqrt{V} / (1 + (2.58/V))$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 228) \cdot (2.30 \times \log J + (1/J) - 1)$$

$$J = 1 / (\sqrt{Q} \cdot \sqrt{V}) (1460 - 296 \times (V / (T - 228))) + 1$$

これらの式において、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

He：補正された排出口の高さ（m）
 Ho：排出口の実高さ（m）
 Q：温度 15℃における排出ガスの流量（m³/秒）
 V：排出ガスの排出速度（m/秒）
 T：排出ガスの温度（絶対温度）

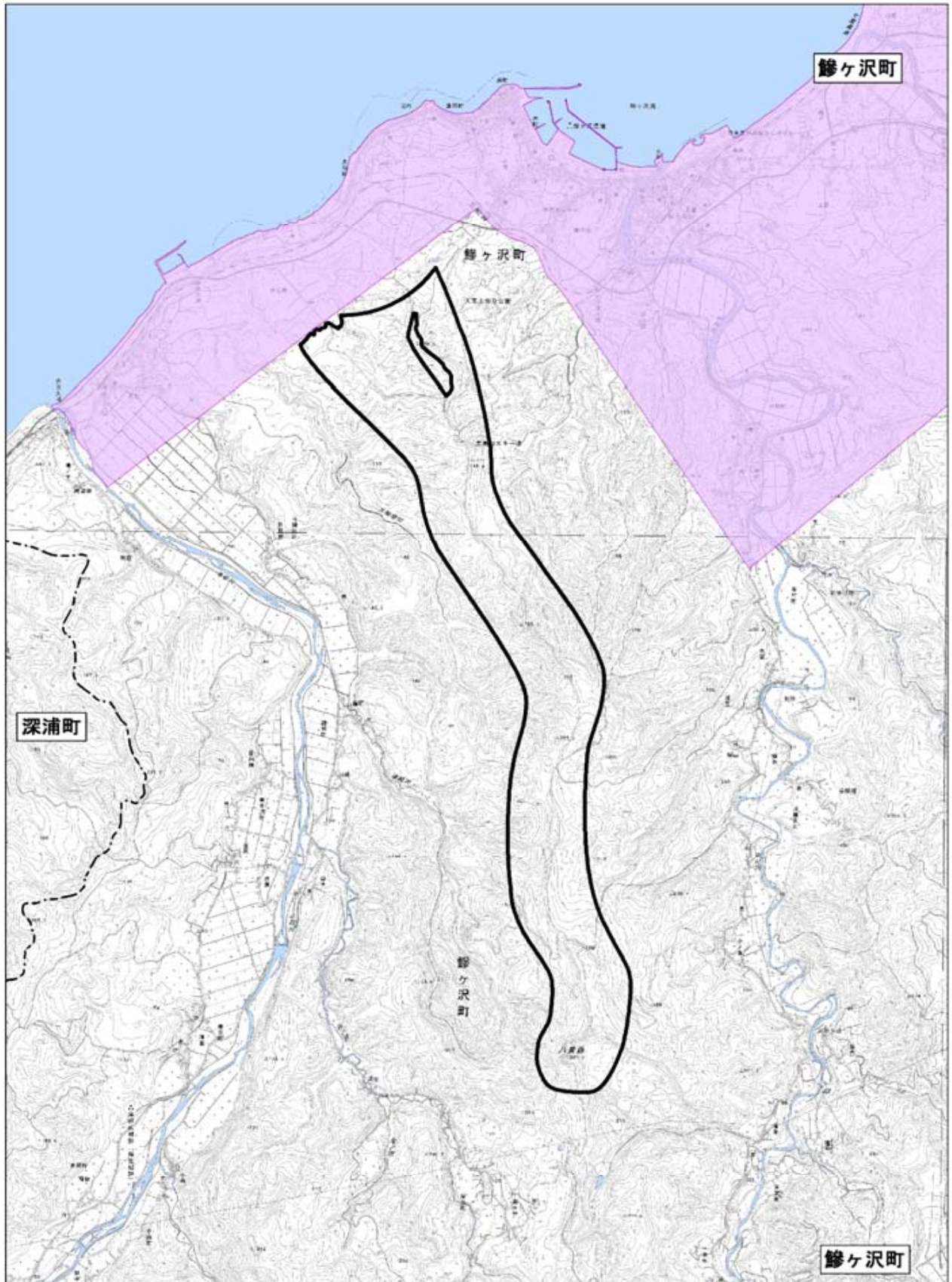
2. この式による規制基準は、補正された排出口の高さが 5メートル未満の事業場については、適用しないものとする。

（出典）「悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定」
 （昭和 48 年青森県告示第 121 号）

表 3.2.8-25 事業場の敷地外における規制基準（許容限度）

特定悪臭物質の種類	排出水量	濃 度
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03mg/L
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.007 mg/L
	0.1m ³ /s を超える場合	0.002mg/L
硫化水素	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1mg/L
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.02mg/L
	0.1m ³ /s を超える場合	0.005mg/L
硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3mg/L
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.07mg/L
	0.1m ³ /s を超える場合	0.01mg/L
二硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6mg/L
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.1mg/L
	0.1m ³ /s を超える場合	0.03mg/L

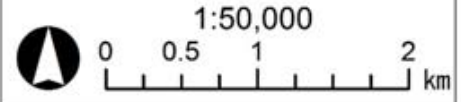
（出典）「悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定」
 （昭和 48 年青森県告示第 121 号）



- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 市町村界
 - 悪臭の規制地域

図 3.2.8-1
悪臭の規制地域

(出典) 「悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定」
(昭和 48 年青森県告示第 121 号)



5) 水質汚濁

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき、工場及び事業所からの排水に全国一律の排水基準（有害物質 28 項目、生活環境 15 項目）が定められている。その内容を表 3.2.8-26、表 3.2.8-27 に示す。

また、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 48 年青森県条例第 3 号）に基づき、図 3.2.8-2 に示すとおり奥入瀬川河口左岸（上北郡おいらせ町新田十八番四地先）から鮫岬北端（八戸市大字鮫町字小舟渡平十番地先）に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域に排出される水について、上乘せ排水基準が設定されているが、対象事業実施区域及びその周囲には該当する公共用水域はない。なお、対象事業実施区域及びその周囲には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年法律第 61 号）に基づき指定された湖沼はない。

表 3.2.8-26 水質汚濁防止法に基づく排水基準（健康項目）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外に排出する場合：ほう素 10mg/L
	海域に排出する場合：ほう素 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出する場合：ふっ素 8mg/L
	海域に排出する場合：ふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L ^注
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注：アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

備考

- 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（「温泉法」（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

（出典）「排出基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）

表 3.2.8-27 水質汚濁防止法に基づく排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外に排出する場合：5.8以上 8.6以下 海域に排出する場合：5.0以上 9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	
<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>	

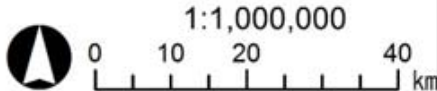
(出典) 「排出基準を定める省令」 (昭和46年総理府令第35号)



凡例
 対象事業実施区域

条例に規定された地先海域の範囲
 ① 奥入瀬川河口左岸（上北郡おいらせ町新田十八番四地先）
 ② 鮫岬北端（八戸市大字鮫町小舟渡十番地先）
 注）地理院タイル（標準地図）を加工して作成

図 3.2.8-2
 上乘せ排出基準が適用される海域
 と対象事業実施区域



6) 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく区域の指定に係る基準を表 3.2.8-28 に示す。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域（平成 29 年 11 月 30 日現在）」（環境省ホームページ）によれば、対象事業実施区域及びその周囲には、「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

なお、青森県内には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）に基づき指定された「農用地土壌汚染対策地域」はない。

表 3.2.8-28 土壤汚染対策法に係る特定有害物質及び区域の指定に係る基準
(土壤溶出量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1 L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1 L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1 L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1 L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1 L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1 L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1 L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1 L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

(出典) 「土壤汚染対策法施行規則」 (平成 14 年環境省令第 29 号)

(土壤含有量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壤 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壤 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壤 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壤 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壤 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壤 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壤 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壤 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壤 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

(出典) 「土壤汚染対策法施行規則」 (平成 14 年環境省令第 29 号)

7) 地盤沈下

「工業用水法施行令」（昭和 32 年政令第 142 号）によれば、青森県には「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）に基づく指定地域はない。

また、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行令」（昭和 37 年政令第 335 号）によれば、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）に基づく規制地域の指定は、対象事業実施区域及びその周囲にはない。

8) 特定化学物質

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）に基づき、有害性があり、相当広範な地域の環境中に継続的に存在する物質で政令で定める化学物質の製造事業者等は、環境への排出量と移動量を、都道府県経由で国に届出することが義務付けられている。

「平成 29 年版 環境白書」（平成 29 年 10 月 青森県環境政策課）によれば、青森県における平成 27 年度の特定化学物質の排出・移動量は、キシレン、マンガン及びその化合物、トルエンが上位を占めている。

9) 産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）では、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、その他政令で定める計 20 種類の廃棄物と輸入された廃棄物が産業廃棄物に指定されており、排出事業者は自らの責任において適正に処理することが定められている。

10) 温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者は、毎年度、排出量を国に報告することが義務付けられている。

(3) その他の環境保全計画等

1) 青森県環境計画

青森県においては、平成 28 年 3 月に平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間で計画期間とした「第 5 次青森県環境計画」が策定されている。

「青森県環境計画」は、「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成 8 年青森県条例第 43 号）第 10 条に基づき、青森県における環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定されたもので、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向並びに環境の保全及び創造に関する配慮の指針を示している。

「第 5 次青森県環境計画」では、2030 年のめざす姿として「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」を掲げて、表 3.2.8-29 に示す環境の保全及び創造に関する施策を展開している。

また、本計画では青森県における環境分野の現状と課題、県民等の意識を踏まえて、以下の 3 つの重点施策を設定し、各種施策を展開するとされている。

- ・重点施策 1 自然との共生と健全な水循環の確保
- ・重点施策 2 県民総参加による低炭素・循環型社会づくりの推進
- ・重点施策 3 子供から大人まで青森県の環境を守り・つなぐ人づくりと仕組みづくり

なお、「第 5 次青森県環境計画」には、構想・計画地選定段階、土地の改変等の敷地整備や建築・建設段階、操業や日常利用段階及び事業の終了・廃業段階の各段階における開発事業等に係る環境配慮指針が示されている。

表 3.2.8-29 環境の保全及び創造に関する施策の体系

2030年のめざす姿	環境の保全及び創造に関する施策の展開	
	政策	施策
自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成 1. 自然と共生する暮らし 2. 循環型社会の実現 3. 低炭素社会の実現 4. 環境にやさしい青森県民	1. 健やかな自然環境の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な水循環の確保・水環境の保全 ・優れた自然環境の保全とふれあいの推進 ・森林の保全と活用 ・里地里山や農地の保全と環境公共の推進 ・野生動植物の保護・管理 ・世界自然遺産白神山地の保全と活用 ・温泉の保全
	2. 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ・身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造 ・良好な景観の保全と創造 ・歴史的・文化的遺産の保護と活用
	3. 県民みんなでチャレンジする循環型社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・県民総参加による「もったいない」意識で取り組む3Rの推進 ・資源循環対策の推進 ・廃棄物の適正処理の推進
	4. 安全・安心な生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・静けさのある環境の保全 ・地盤・土壌環境の保全 ・化学物質対策の推進 ・オゾン層保護・酸性雨対策の推進 ・環境放射線対策の推進 ・環境影響評価の推進 ・公害苦情・紛争処理の推進
	5. 暮らしと地球環境を守る低炭素社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしく効率の良い省エネルギー型の社会づくり ・地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入推進
	6. 社会全体で環境配慮に取り組む人づくりと仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから大人まで環境配慮に取り組む人づくり ・家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり ・環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり

(出典) 「第5次青森県環境計画」(平成28年3月 青森県環境政策課)

2) 鱈ヶ沢町総合計画

鱈ヶ沢町では、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために総合計画を策定している。

現在は、計画の期間を平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とした「第 5 次鱈ヶ沢町総合計画」の期間中である。

本計画ではまちづくりの基本目標として、『人が紡ぎ 結び 集う ふるさとあじがさわ』を掲げて、理想とするまちの将来像を以下の 3 つとしている。

将来像①「豊かな自然と共生し、快適・安全で活力に満ちた人に優しいまち」

将来像②「主体性、積極性、創造性を育む人づくりのまち」

将来像③「多様な交流・連携・協働を進め、地域力を高めるまち」

「第 5 次鱈ヶ沢町総合計画」における施策の体系を図 3.2.8-3 に示す。

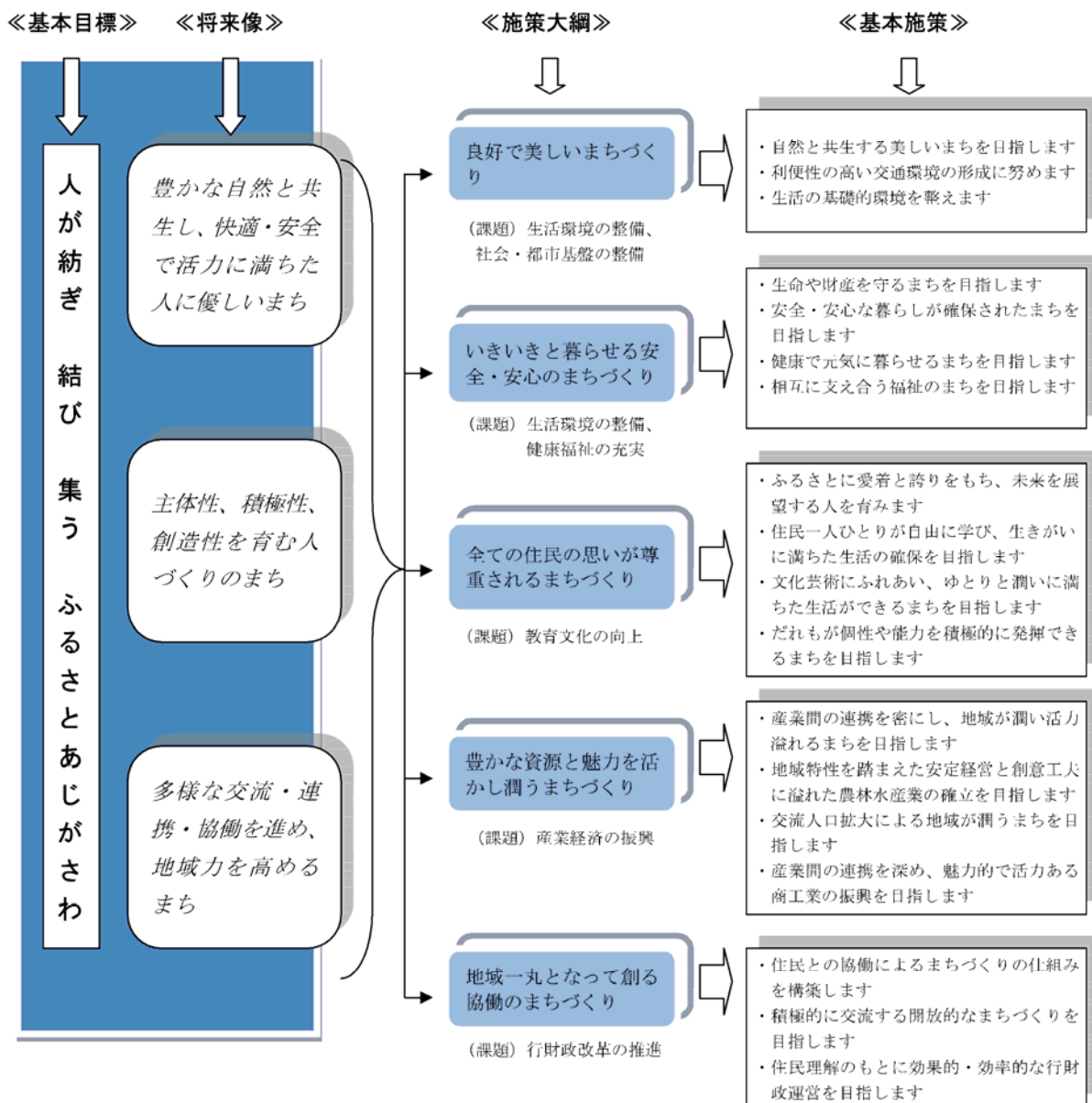


図 3.2.8-3 「第 5 次鱈ヶ沢町総合計画」における施策の体系
(出典) 「第 5 次鱈ヶ沢町総合計画」 (鱈ヶ沢町)

3.2.8.2 自然関係法令等

(1) 自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく自然公園として「津軽国定公園」、「青森県立自然公園条例」（昭和 36 年青森県条例第 58 号）に基づく自然公園として「赤石溪流暗門の滝県立自然公園」がある。

これらの自然公園の位置を図 3.2.8-4 に、概要を表 3.2.8-30、表 3.2.8-31 に示す。

これらの自然公園は対象事業実施区域内には位置しない。

表 3.2.8-30 津軽国定公園の概要

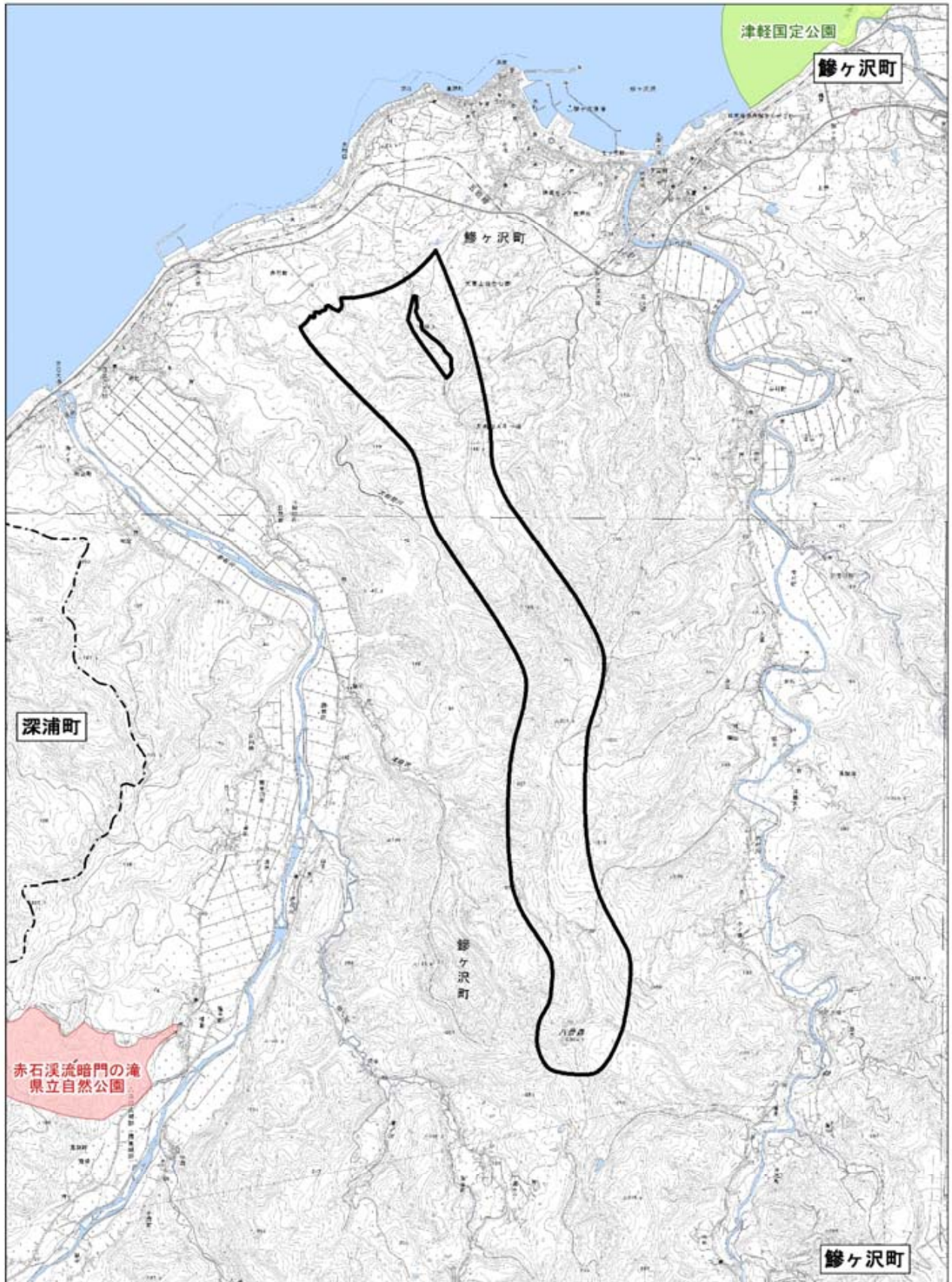
項 目		概 要
指定年月日		昭和 50 年 3 月 31 日
公園面積		25,966ha
自然公園の区域		弘前市、五所川原市、つがる市、今別町、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、中泊町
自然公園 の特色	総 括	海岸部は竜飛崎、権現崎、高野崎などの海岸浸食景観と、十三湖や屏風山地区の砂丘景観に分けられる。山岳部は青森県の最高峰であり津軽富士と呼ばれる海拔 1,625m の岩木山、世界自然遺産に登録されている白神山地などが含まれる。
	地形地質	津軽地方の地形は、広大な沖積低地と出羽山地の延長にあたる山地により形づくられている。鱒ヶ沢から大間越にいたる西海岸地区は、出羽山地の北部をしめる白神山地が海の臨む縁辺部にあたり、鱒ヶ沢から岩崎にかけては典型的な海岸段丘を形成している。
	植物	全般的に温帯性のブナ帯に属しているが、地域により特色のある植物相を呈している。 暖流の影響が顕著な西海岸地区は、椿山のヤブツバキ林、岩崎のタブ林など温帯性の植物が自生している。
	動物	哺乳類：ツキノワグマ、ニホンカモシカ、アナグマ、ニホンザル、タヌキなど 鳥 類：高山＝ホシガラス、ハリオアマツバメなど 山地帯＝カケス、ベニヒワ、ゴジュウカラ、ウグイス、ミソサザイなど 湖沼、湿地帯＝オオセッカ、オオハクチョウ、カイツブリ、マガン、ヒシクイ、セイタカシギなど

(出典) 「津軽国定公園」（青森県ホームページ）

表 3.2.8-31 赤石溪流暗門の滝県立自然公園の概要

項 目		概 要
指定年月日		昭和 56 年 7 月 7 日
公園面積		5,239ha
自然公園の区域		鱒ヶ沢町、西目屋村
自然公園 の特色	総 括	世界自然遺産である白神山地の自然環境保全地域に隣接する赤石溪流と暗門の滝周辺が指定されている。
	地形地質	本公園は、赤石溪流、暗門溪流及び美山湖の 3 地区に大きく分けられる。飛地である種里城跡は 100～200m 前後の丘陵地状で、高台から岩木山が展望できる。
	植物	本公園では一部の針葉樹植林地を除き、オオバクロモジ-ブナ林を主体にマルバマンサク-ブナ林、クロベ-キタゴヨウ林、サワグルミ林、ブナ-ミズナラ林に覆われている。
	動物	森林性の哺乳類にとっては極めて良好な生息環境で、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンカモシカ、ニホンリス、ニッコウムササビ、ホンシュウモモンガ、ホンドテン等が生息している。その他には、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類とも多くの種類がみられる。
	人文その他 の特殊 景観	鱒ヶ沢町の種里城址は津軽藩発祥の地で、城跡の一面には 16 世紀に鱒ヶ沢地区の新田開発と民生安定に努めた大浦光信の御廟があり、幾百年を経たスギ、アカマツに囲まれている。

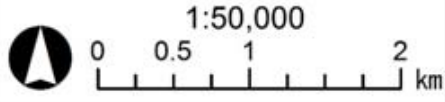
(出典) 「赤石溪流暗門の滝県立自然公園」（青森県ホームページ）



凡例
 ■ 対象事業実施区域
 - - 市町村界
 ■ 国立公園
 ■ 県立自然公園

(出展) 1. 「津軽国立公園」(青森県ホームページ)
 2. 「赤石溪流暗門の滝 県立自然公園」(青森県ホームページ)

図 3.2.8-4
 自然公園法等に基づく
 自然公園の位置



- (2) 自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「青森県自然環境保全条例」（昭和 48 年青森県条例第 31 号）に基づき、「大高山県緑地保全地域」が指定されている。

「大高山県緑地保全地域」の位置を図 3.2.8-5 に、概要を表 3.2.8-32 に示す。

対象事業実施区域には、「大高山県緑地保全地域」は含まれない。

表 3.2.8-32 大高山県緑地保全地域の概要

指定区分	名称	所在地	面積 (ha)	指定理由
県緑地保全地域	大高山県緑地保全地域	西津軽郡鱒ヶ沢町大字赤石及び舞戸	7.83	眺望がすぐれ、住民の憩いの場となっている丘で、広い草地とクロマツ林からなる良好な自然環境地

(出典) 「平成 29 年版 環境白書」（平成 29 年 10 月 青森県環境政策課）

- (3) 世界の文化遺産及び世界遺産の保護に関する条約により作成された世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び世界遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の「世界遺産一覧表」に記載された自然遺産の区域はない。

- (4) 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区はない。

- (5) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定により指定された生息地等保護区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）により指定された生息地等保護区はない。

- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された鳥獣保護区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区が 1 件（湯舟）、特定猟具使用禁止区域（銃）が 1 件位置する。

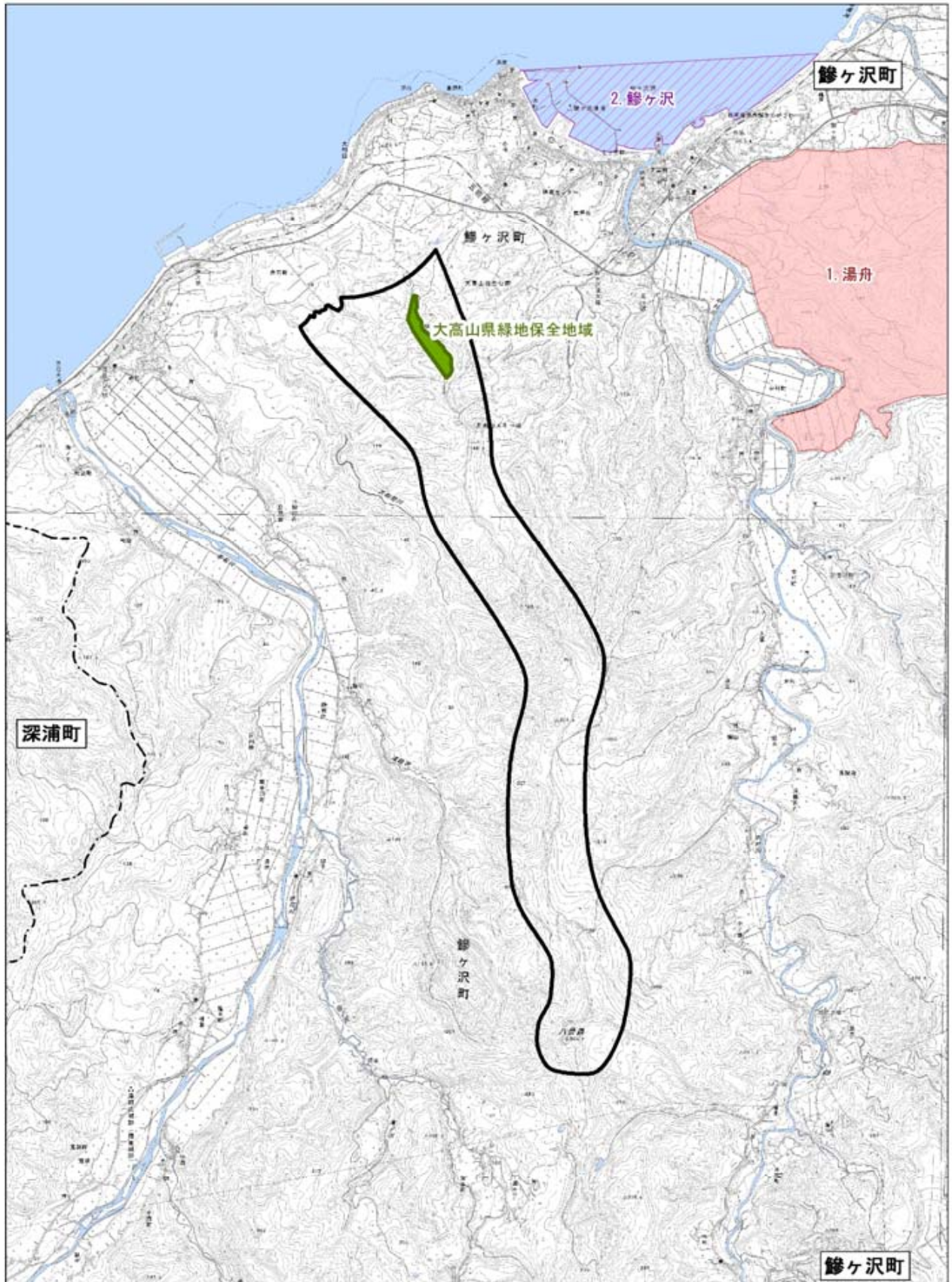
それらの区域の位置を図 3.2.8-5 に、名称等を表 3.2.8-33 に示す。

対象事業実施区域内には、湯舟鳥獣保護区は位置しない。

表 3.2.8-33 鳥獣保護区等の概要

No.	区分	位置	名称	面積(ha)	期間終了年月日
1	鳥獣保護区	鱒ヶ沢町	湯舟	1,486	H41.10.31
2	特定猟具使用禁止区域（銃）		鱒ヶ沢	226	永久

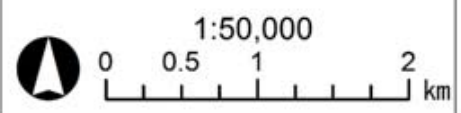
(出典) 「青森県鳥獣保護区等位置図（平成 29 年度）」（青森県自然保護課）



- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 市町村界
 - 鳥獣保護区 (湯舟)
 - 特定猟具使用禁止区域 (銃)
 - 県緑地保全地域

図 3.2.8-5
県緑地保全地域及び
鳥獣保護区等の指定状況

(出典) 1. 青森県生活環境部環境保全課資料
2. 「青森県鳥獣保護区等位置図 (平成 29 年度)」
(青森県自然保護課)



(7) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」（昭和 55 年条約第 28 号）の規定により指定された湿地の区域はない。

(8) 文化財保護法の規定に指定された史跡、名勝又は天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「青森県文化財保護条例」（昭和 50 年青森県条例第 46 号）及び「鱒ヶ沢町文化財保護条例」（昭和 52 年鱒ヶ沢町条例第 3 号）に基づく指定文化財のうち、史跡が 3 件、天然記念物が 9 件存在する。これらの名称、位置等を表 3.2.8-34 及び図 3.2.8-6 に示す。

対象事業実施区域内には、これらの史跡、天然記念物は位置しない。

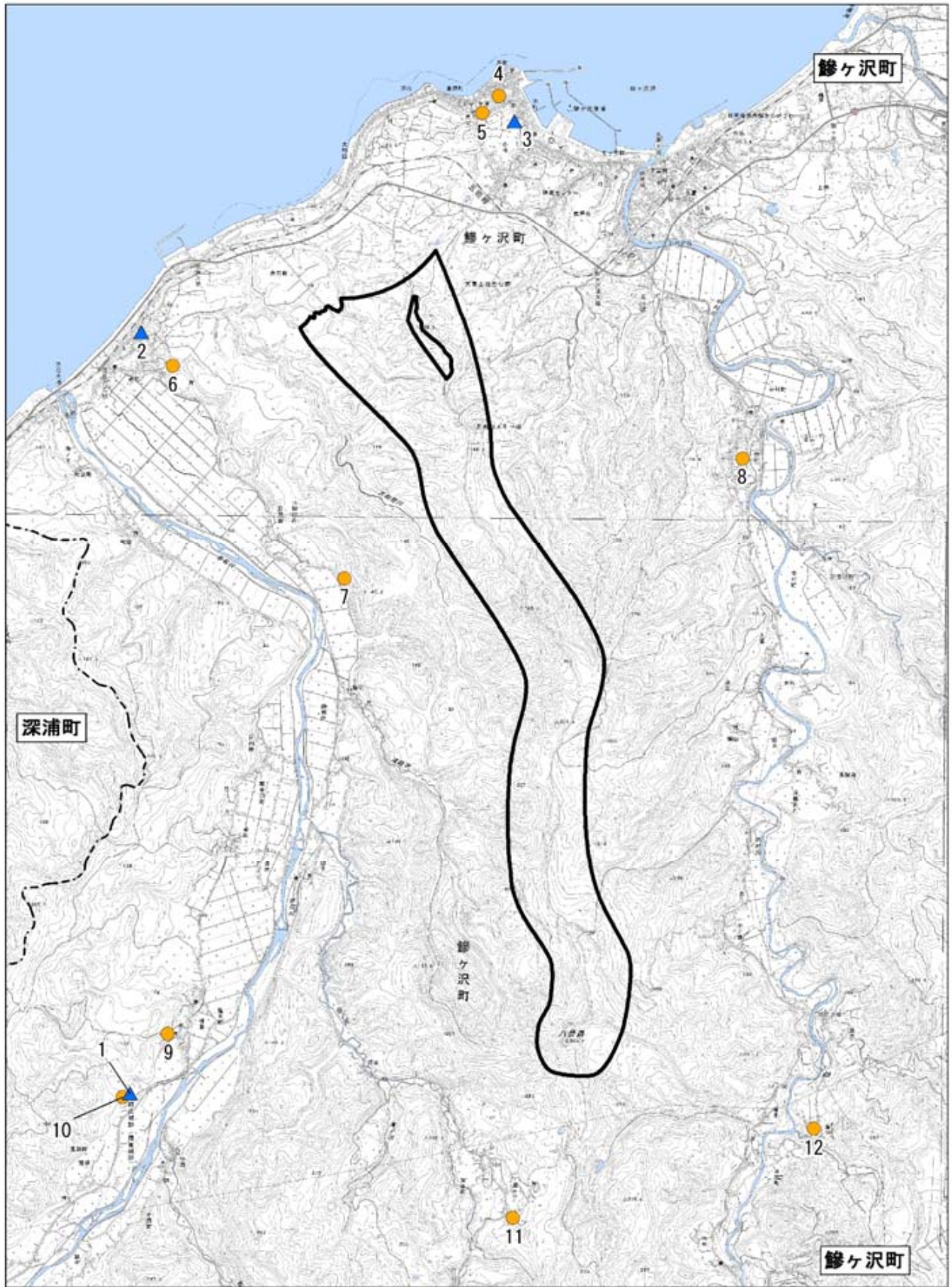
表 3.2.8-34 対象事業実施区域及びその周囲における史跡、名勝、天然記念物

No.	指定	分類	名称	所在地	指定年月日
1	国	史跡	津軽氏城跡（種里城跡）	鱒ヶ沢町種里町	H14.12.19
2	町	史跡	赤石の追分碑	〃 赤石町	S58.4.20
3	町	史跡	田村麻呂の腰掛石	〃 本町	S58.4.20
4	町	天然記念物	願行寺のクロマツ	〃 新町	S62.8.20
5	町	天然記念物	来生寺のイチョウ	〃 釣町	S62.8.20
6	町	天然記念物	松源寺のクロマツ・ケヤキ	〃 赤石町	S62.8.20
7	町	天然記念物	日照田高倉神社のイチョウ	〃 日照田町	S62.8.20
8	町	天然記念物	中村久須志神社のスギ	〃 中村町	S62.8.20
9	町	天然記念物	種里八幡宮のスギ	〃 種里町	S62.8.20
10	町	天然記念物	種里御廟所のスギ・アカマツ	〃 種里町	S62.8.20
11	町	天然記念物	細ヶ平のイチイ	〃 深谷町	S62.8.20
12	町	天然記念物	蓬平のイチイ	〃 芦菴町	H15.10.24

(出典) 1. 「鱒ヶ沢町の文化財(平成 26 年 2 月 1 日現在)」(鱒ヶ沢町教育委員会ホームページ)
 (http://www.town.ajigasawa.lg.jp/?page_id=548)
 2. 鱒ヶ沢町教育委員会提供資料

(9) 都市計画法の規定により指定された風致地区の区域

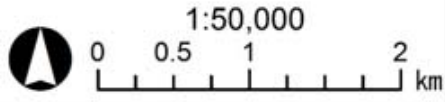
対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき指定された風致地区はない。



- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 市町村界
 - ▲ 史跡
 - 天然記念物

(出典) 1. 「鱒ヶ沢町の文化財（平成 26 年 2 月 1 日現在）」
 (鱒ヶ沢町教育委員会ホームページ)
 2. 鱒ヶ沢町教育委員会提供資料

図 3.2.8-6
 文化財保護法に基づく
 指定文化財の位置



(10) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例の指定状況

青森県では、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（平成 13 年青森県条例第 71 号）に基づき、自然環境が優れた状態を維持している森林、河川又は海岸の区域（これらと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）のうち、ふるさとの森と川と海の保全を図る上で特に重要と認められる区域を保全地域としている。

対象事業実施区域及びその周囲には、この指定地域として「赤石川ふるさとの森と川と海保全地域」がある。

指定状況を表 3.2.8-35、図 3.2.8-7 に示す。

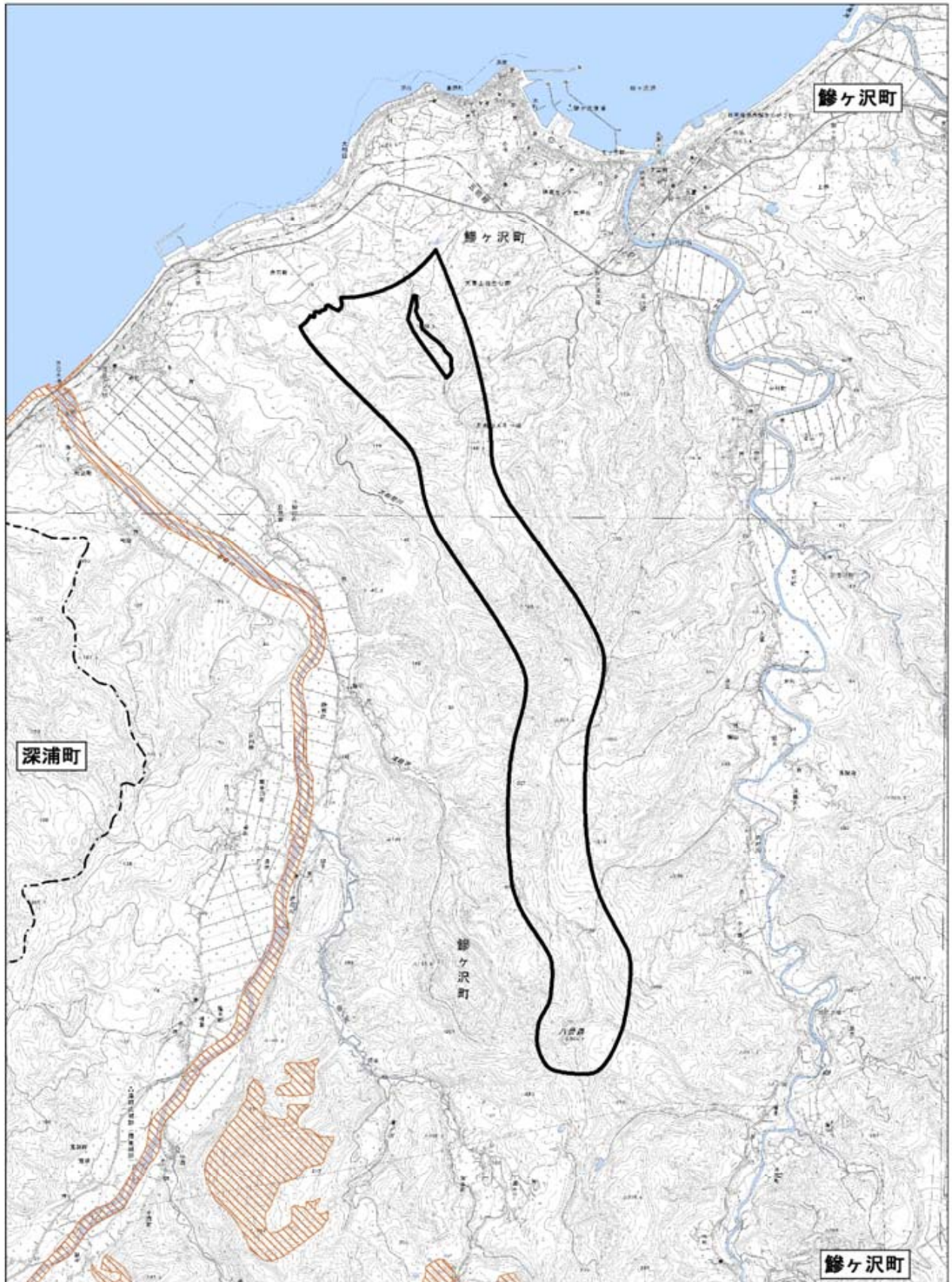
対象事業実施区域内に「赤石川ふるさとの森と川と海保全地域」は位置しない。

表 3.2.8-35 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例の指定状況

名称	所在地	地域の特徴
赤石川 ふるさとの森と 川と海保全地域	赤石川流域 (鱸ヶ沢町)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の区域においては、赤石大橋の上流部は白神山地世界自然遺産地域、自然環境保全地域などの設定区域に隣接し、山地の地形として、池沼や崩壊地形が見られる。 ・赤石川流域の植生は、上流域では原生的なブナ天然林が主に分布し、中流域の然ヶ岳には、ケヤキ林、ヤチダモ林の群落やアオモリマンテマ、ツガルミセバヤの群生が見られ、渓谷沿いにはジュウモンジシダーサワグルミ群落が分布している。 ・鳥獣としては、上流域には天然記念物のクマゲラ、イヌワシやシノリガモなど、下流から中流域にはホンドザル、全域ではツキノワグマや特別天然記念物のニホンカモシカが生息している。 ・河川の区域では、上流域から中流域にかけては河川の特徴的な地形として V 字渓谷を形成し、中流域には滝などの多くの景勝地があり、自然豊かな溪流の様相を呈している。 ・河川流域に生息する生物としては、上流域にはエゾイワナやトウホクサンショウウオ、中流域にはエゾイワナ、ヤマメ、カジカやカジカガエル、下流域にはヨシノボリ類などが生息している。 ・海岸の区域では、砂丘が見られ、シロヨモギ、コウボウムギ、ハマナスなど海浜植物が生育している。 ・鳥類ではカモ類やカモメ類などの渡り鳥の飛来地として重要な場となっている。 ・下流域の土地利用は、河口から大然地区付近の両岸まで水田や畑地が続き、その周辺に集落が点在している。また、種里町集落の山間部には津軽藩の始祖大浦光信公の築いた種里城址があり、多くの観光客で賑わっている。 ・河川では、中流域には砂防堰堤などが設置されているが魚道は整備され、下流域にはサケ・マスふ化場やアユ中間育成施設があり、毎年サケ・アユが遡上してくる。また、赤石川のアユは、「金アユ」と称されて、アユ釣りのシーズンは多くの釣り客が赤石川を訪れている。

(出典) 「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 赤石川流域保全計画」

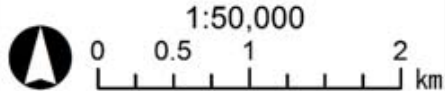
(平成 19 年 1 月 青森県)



- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 市町村界
 - 赤石川ふるさとの森と川と海保全地域

図 3.2.8-7
赤石川ふるさとの森と川と海
保全地域の指定地域

(出典) 「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例
赤石川流域保全計画」(平成 19 年 1 月 青森県)



(11) 埋蔵文化財等

対象事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財等の名称、位置等を表 3.2.8-36、表 3.2.8-37 及び図 3.2.8-8 に示す。

対象事業実施区域内には、イサ坂岱遺跡（No.38、縄文後期・平安期）、土人長根遺跡（No.43、縄文後期）が位置している。

表 3.2.8-36 対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財等（1/2）

No.	遺跡名称	所在地
1	戸波城跡	鱈ヶ沢町大字南浮田町
2	鉢巻館	鱈ヶ沢町大字南浮田町字米山
3	金沢街道沢(1)遺跡	鱈ヶ沢町大字南浮田町字金沢街道沢
4	金沢街道沢(2)遺跡	鱈ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸、大字南浮田町字金沢街道沢
5	金沢街道沢(3)遺跡	鱈ヶ沢町大字南浮田町字金沢街道沢、大字舞戸町字東禿
6	金沢街道沢(4)遺跡	鱈ヶ沢町大字南浮田町字金沢街道沢
7	鳴戸(1)遺跡	鱈ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸
8	鳴戸(2)遺跡	鱈ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸
9	鳴戸(3)遺跡	鱈ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸
10	坂本台場跡	鱈ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸
11	上野高地遺跡	鱈ヶ沢町大字舞戸町字北禿、字東禿
12	東禿館跡	鱈ヶ沢町大字舞戸町字東禿
13	東禿(1)遺跡	鱈ヶ沢町大字舞戸町字東禿
14	東禿(2)遺跡	鱈ヶ沢町大字舞戸町字東禿
15	東禿(3)遺跡	鱈ヶ沢町大字舞戸町字東禿
16	館遺跡	鱈ヶ沢町大字舞戸町字鷺見
17	鷺見遺跡	鱈ヶ沢町大字舞戸町字鷺見
18	三ツ沢遺跡	鱈ヶ沢町大字舞戸町字三ツ沢
19	中村館	鱈ヶ沢町大字中村町字中山ノ井
20	中山ノ井遺跡	鱈ヶ沢町大字中村町字中山ノ井
21	上山ノ井館跡	鱈ヶ沢町大字中村町字上山ノ井
22	上清水崎(6)遺跡	鱈ヶ沢町大字中村町字上清水崎
23	間木遺跡	鱈ヶ沢町大字間木町
24	中村山本遺跡	鱈ヶ沢町大字中村町字山本
25	別所館跡	鱈ヶ沢町大字中村町字上栄山
26	船越遺跡	鱈ヶ沢町大字浜横沢町字船越
27	浜横沢深沢遺跡	鱈ヶ沢町大字浜横沢町字深沢
28	芭蕉塚遺跡	鱈ヶ沢町大字舞戸町字岩谷
29	米町遺跡	鱈ヶ沢町大字舞戸町字東松島
30	神明館跡	鱈ヶ沢町大字舞戸町字西松島
31	鱈ヶ沢御飯屋跡	鱈ヶ沢町大字本町
32	法王寺庵跡	鱈ヶ沢町大字舞戸町字小夜
33	天童山館	鱈ヶ沢町大字舞戸町字小夜
34	鱈ヶ沢館	鱈ヶ沢町大字舞戸町字小夜
35	小夜遺跡	鱈ヶ沢町大字舞戸町字小夜

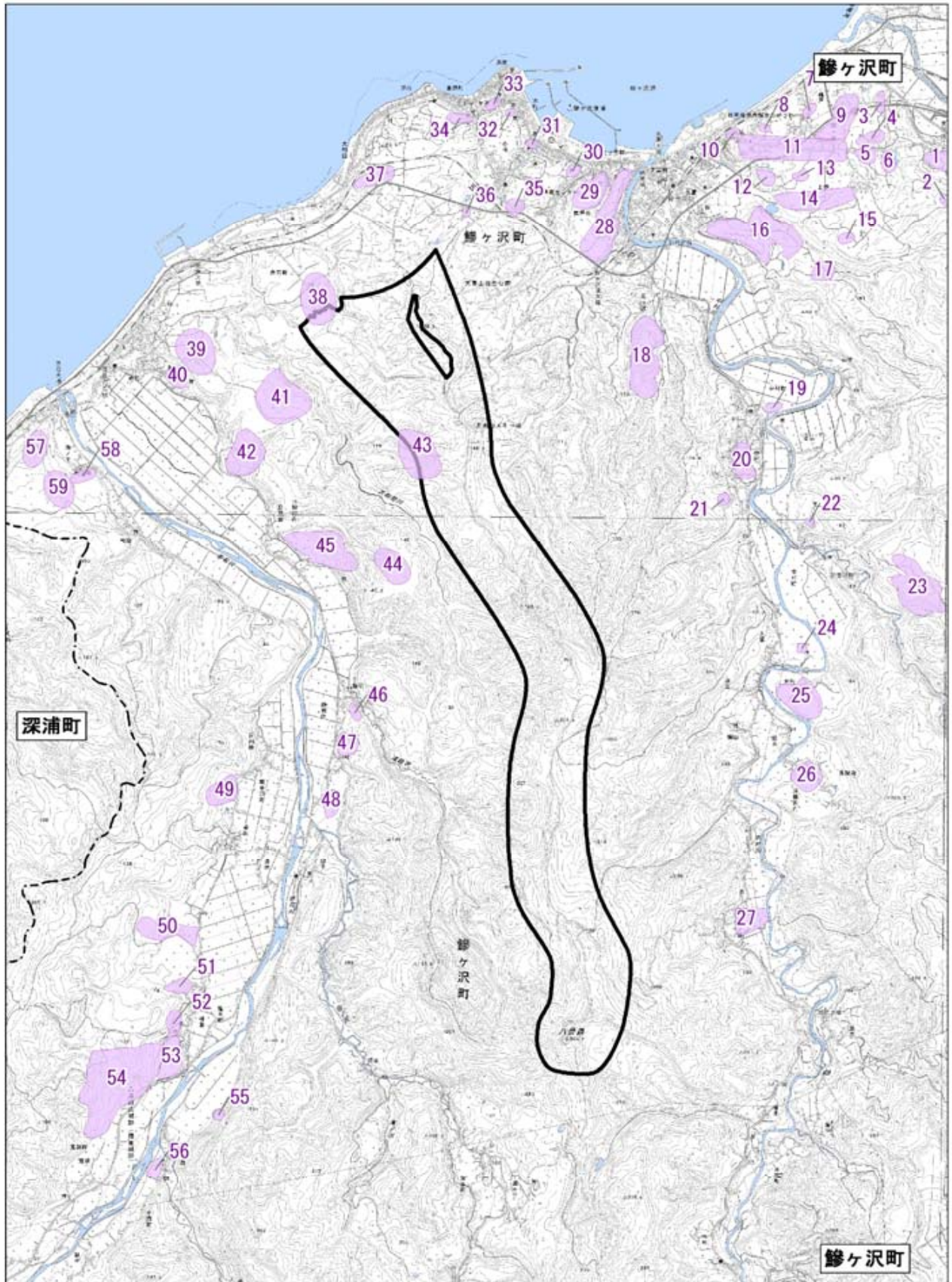
表 3.2.8-37 対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財等 (2/2)

No.	遺跡名称	所在地
36	小夜薬師堂跡	鱒ヶ沢町大字舞戸町字小夜
37	大和田遺跡	鱒ヶ沢町大字赤石町字大和田
38	イサ坂岱遺跡	鱒ヶ沢町大字赤石町字砂山
39	寺の山上遺跡	鱒ヶ沢町大字赤石町字宇名原
40	赤石館跡	鱒ヶ沢町大字赤石町字宇名原
41	樺沢高地(2)遺跡	鱒ヶ沢町大字赤石町字上の山
42	樺沢高地(1)遺跡	鱒ヶ沢町大字赤石町字上の山
43	土人長根遺跡	鱒ヶ沢町大字日照田町字野脇山の上、大字赤石町字大和田
44	杓子嵩遺跡	鱒ヶ沢町大字日照田町字野脇山の上
45	日照田館跡	鱒ヶ沢町大字日照田町字野脇
46	館前館	鱒ヶ沢町大字館前町字館前
47	川崎館跡	鱒ヶ沢町大字館前町字堀合
48	川崎遺跡	鱒ヶ沢町大字館前町
49	稚野館跡	鱒ヶ沢町大字南金沢町字高根山
50	萩館跡	鱒ヶ沢町大字種里町字堤ノ沢
51	堤ノ沢館跡	鱒ヶ沢町大字種里町字堤ノ沢
52	有原館跡	鱒ヶ沢町大字種里町字有原
53	有原遺跡	鱒ヶ沢町大字種里町字有原
54	種里城跡	鱒ヶ沢町大字種里町字大柳有原
55	小森熊野宮跡	鱒ヶ沢町大字小森町字野田
56	小森遺跡	鱒ヶ沢町大字小森町字高根山、字恩愛沢
57	霜坂遺跡	鱒ヶ沢町大字姥袋町字大磯
58	滝ノ下館跡	鱒ヶ沢町大字姥袋町字土台敷
59	土台屋敷遺跡	鱒ヶ沢町大字姥袋町字滝の下

注) 表中の No.は、図 3.2.8-8 の番号と対応する。

(出典) 「青森県遺跡地図」 (青森県教育委員会ホームページ)

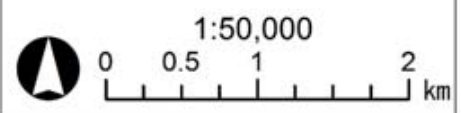
(<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/isekitizu.html>)



凡例
 対象事業実施区域
 市町村界
 埋蔵文化財

図 3.2.8-8
 周知の埋蔵文化財包蔵地の位置

注) 表中のNo.は、表 3.2.8-36、37 の番号と対応する。
 (出典) 「青森県遺跡地図」 (青森県ホームページ)



(12) 景観計画区域の指定状況

青森県では「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき「青森県景観条例」（平成 8 年青森県条例第 2 号）が制定されている。

これによれば、景観行政団体である青森市、弘前市、八戸市及び黒石市を除く青森県全域が景観計画区域となっており、鱒ヶ沢町も景観計画区域に含まれている。

「青森県景観条例」で定める大規模行為景観形成基準を表 3.2.8-38、表 3.2.8-39 に示す。

表 3.2.8-38 青森県大規模行為景観形成基準 (1/2)

区 分		基 準
共通事項		(1) 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。 (2) 大規模行為の行為地（以下「行為地」という。）の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。 (3) 行為地について、市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。 (4) 行為地について、良好な景観の形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	位置、規模並びに形態及び色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）	(1) 地域のシンボルとなる山稜近傍地にあつては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態意匠に配慮すること。 (2) 良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模及び形態意匠に配慮すること。 (3) 道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模及び形態意匠とするとともに、高層の建築物などにあつては、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりある空間を創出するよう配慮すること。 (4) 市街地にあつては、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、町並みと調和した高さ、位置及び形態意匠とするよう配慮すること。 (5) 建築物又は工作物が全体としてまとまりのある形態意匠となるよう配慮すること。 (6) 周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。 (7) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。
	素 材	(1) 周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。 (2) 可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や年数とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう配慮すること。
	敷 地	(1) 敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう配慮すること。特に、住宅地等にあつては、敷地の周囲を生け垣等により緑化するよう配慮すること。 (2) 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
	その他	(1) 一つの敷地に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に配慮すること。 (2) 建築物又は工作物の移転後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれないよう配慮すること。 (3) 必要に応じ、スロープや段差のない入り口の設置等により、やさしさが感じられる景観の形成に配慮すること。 (4) 行為地が積雪地である場合は、防雪施設、堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に配慮すること。

表 3.2.8-39 青森県大規模行為景観形成基準 (2/2)

区 分		基 準
開発行為その他 土地の形質の変更	方 法	現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮すること。やむを得ない場合は、法面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。
	その他	敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
土石の採取又は 鉱物の掘採	方 法	採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて郷土種を用いた緑化や塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。
	その他	跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。
屋外における 物件の堆積	位置及び規模	道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。
	方 法	高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。
	その他	道路等の公共空間から可能な限り見えないよう敷地の周囲を郷土種を用いた緑化や塀の設置等により遮へいし、周辺景観との調和に配慮すること。
水面の埋立て 又は干拓	方 法	埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。

(出典) 青森県ホームページ

(13) 保安林、防災関連

1) 森林法の規定に基づく保安林の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林の指定地がある。

指定地の状況は図 3.2.8-9 に示すとおりで、対象事業実施区域内の一部に保安林が位置する。

2) 砂防法の規定に基づく砂防指定地の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定がある。

指定状況は図 3.2.8-10 に示すとおりで、対象事業実施区域内には位置しない。

3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

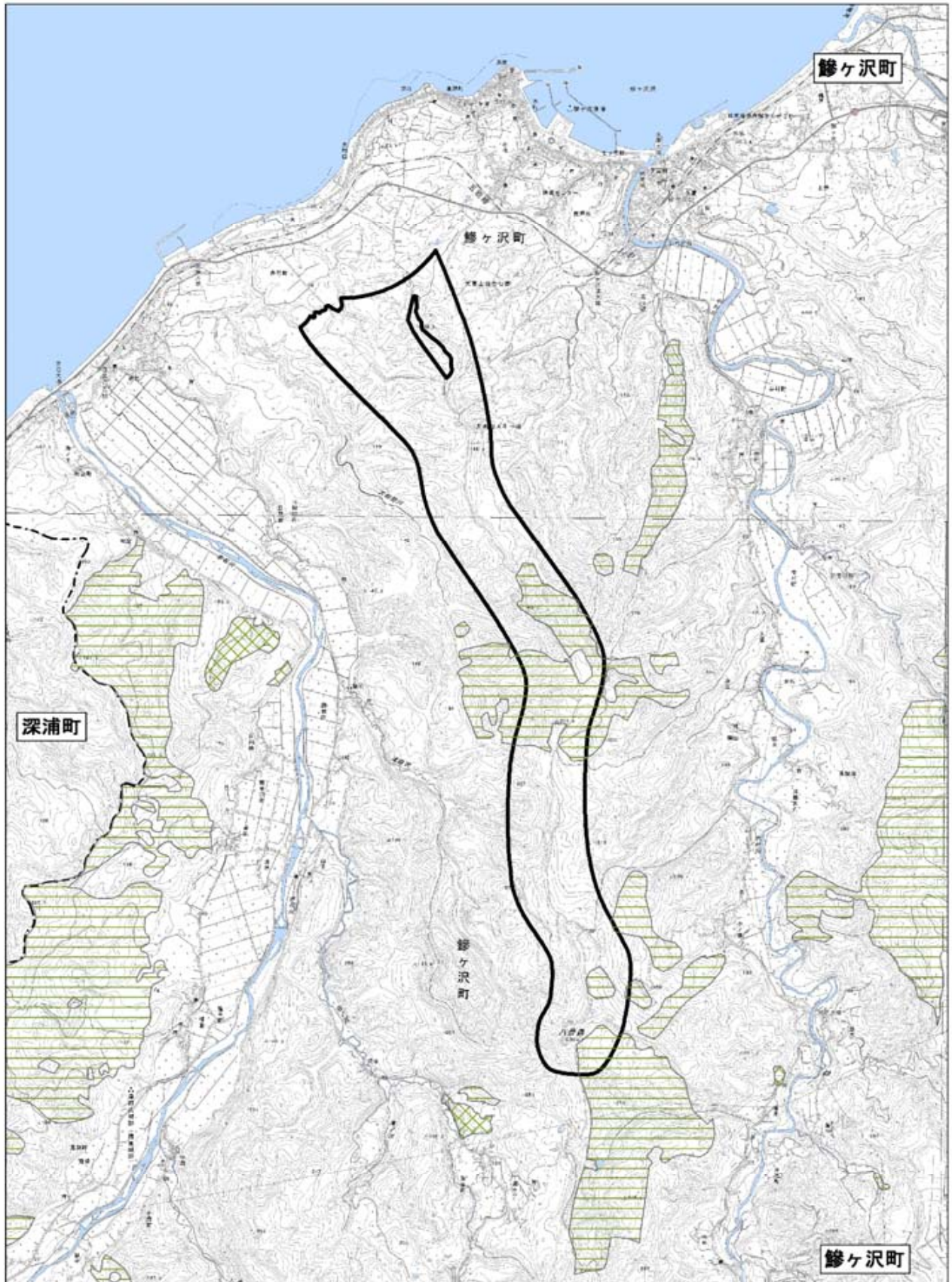
対象事業実施区域及びその周囲には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定がある。

指定状況は図 3.2.8-10 に示すとおりで、対象事業実施区域内には位置しない。

4) 地すべり等防止法の規定に基づく地すべり防止区域の指定状況

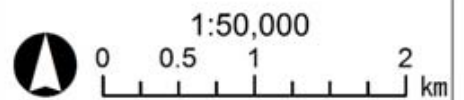
対象事業実施区域及びその周囲には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定がある。

指定状況は図 3.2.8-10 に示すとおりで、対象事業実施区域内には位置しない。

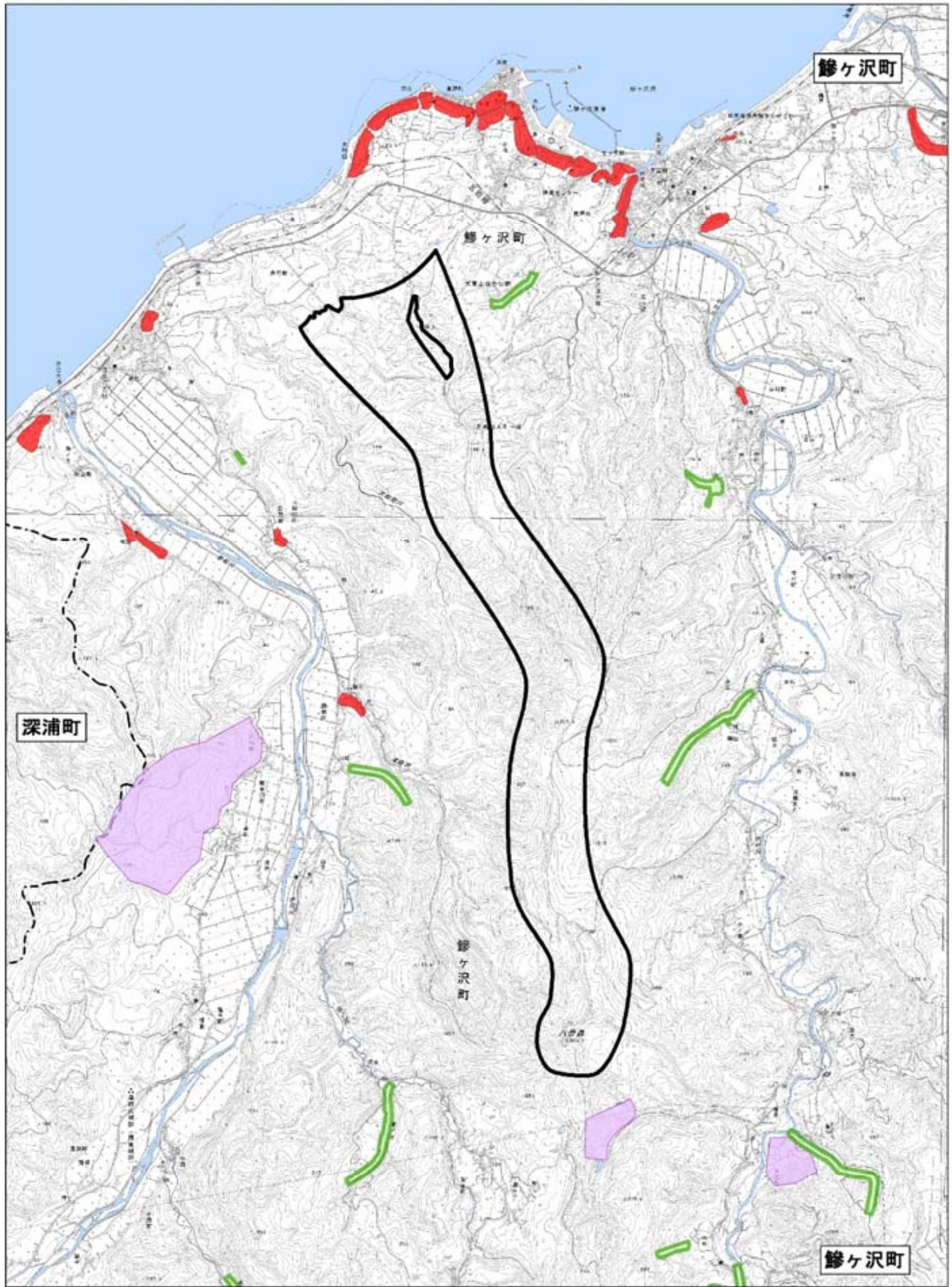


- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 市町村界
 - 保安林
 - ▨ 土砂流出防備保安林
 - ▧ なだれ防止保安林

図 3.2.8-9
保安林の位置



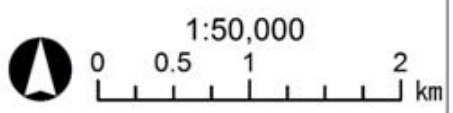
(出典) 「青森県森林計画区森林位置図」 (青森県農林水産部林政課)



- 凡例
- ▭ 対象事業実施区域
 - 市町村界
 - ▭ 砂防指定地
 - ▭ 急傾斜地崩壊危険区域
 - ▭ 地すべり防止区域

図 3.2.8-10
砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域の位置

(出典) 青森県資料



5) 土砂災害防止法の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定状況

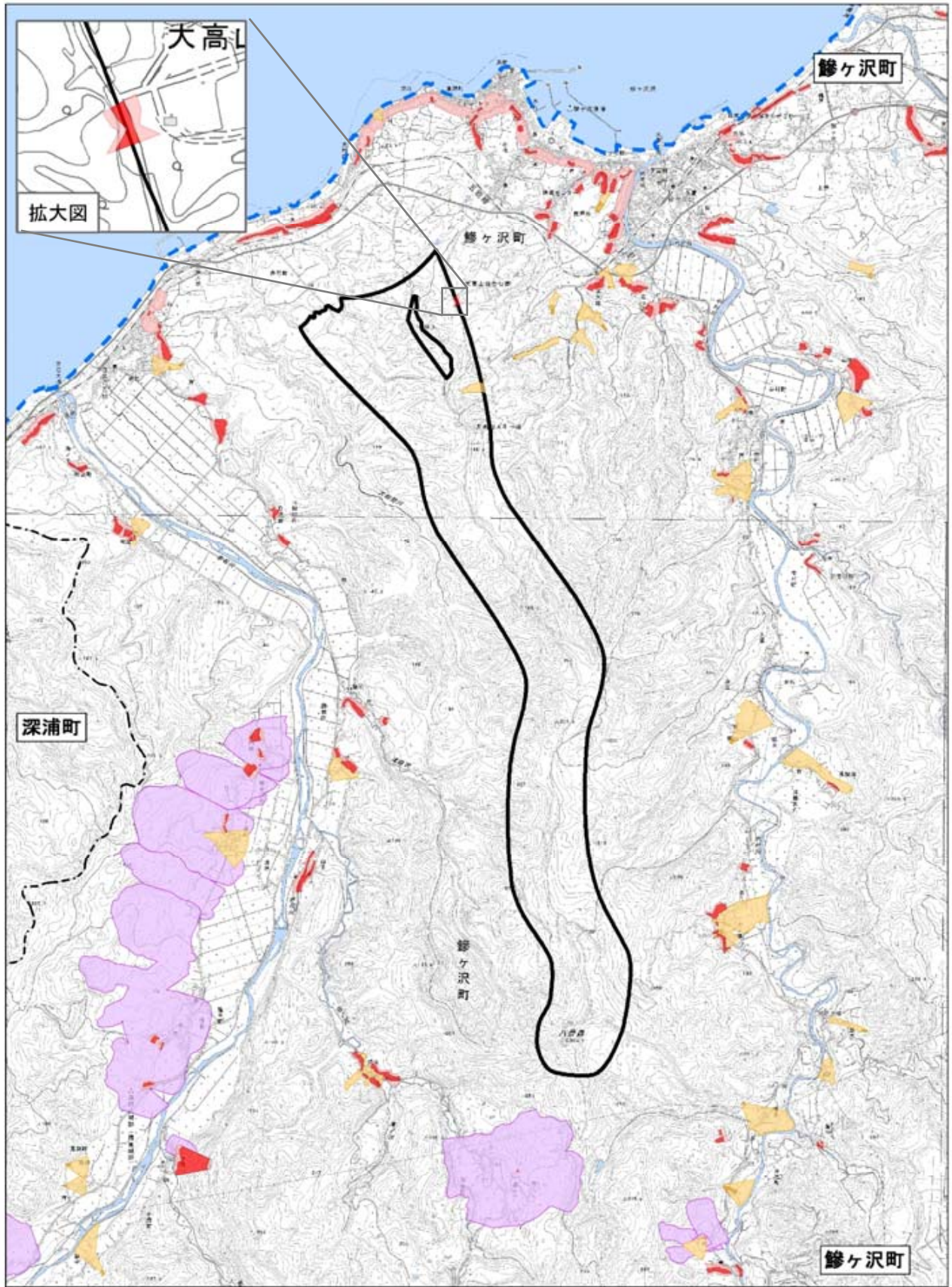
対象事業実施区域及びその周囲には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

指定状況は図 3.2.8-11 のとおりで、対象事業実施区域内の一部に土砂災害警戒区域（土石流と急傾斜地の崩壊）及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）が位置する。

6) 海岸法の規定に基づく海岸保全区域の指定状況

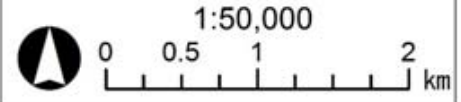
対象事業実施区域の北側に位置する海岸線は、図 3.2.8-11 に示すとおり、「海岸法」（昭和31年法律第101号）に基づく海岸保全区域に指定されている。

対象事業実施区域内に海岸保全区域は位置しない。



- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 土砂災害警戒区域
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 市町村界
 - 海岸保全区域
 - 急傾斜地の崩壊 (Red)
 - 急傾斜地の崩壊 (Yellow)
 - 土石流 (Yellow)
 - 土石流 (Red)
 - 地滑り (Purple)

図 3.2.8-11
土砂災害警戒区域
及び海岸保全区域の位置



(出典) 1. 「土砂災害危険箇所図(詳細図)」(青森県ホームページ)
2. 「津軽沿岸海岸保全基本計画」(平成 15 年 青森県)

3.2.9 その他の事項

(1) 公害苦情の発生件数

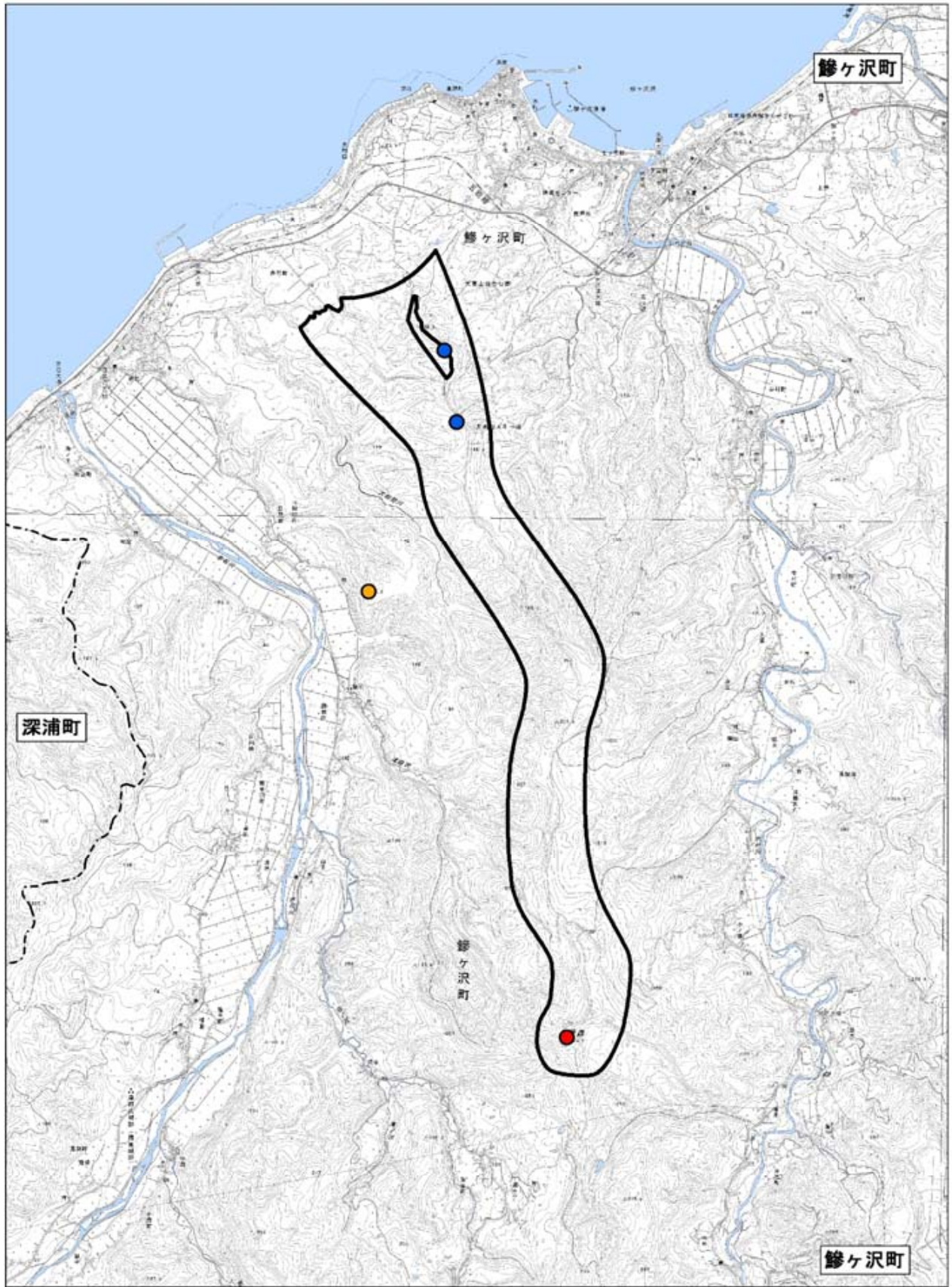
「青森県統計年鑑」（平成 29 年 3 月 青森県）によれば、鱒ヶ沢町における平成 27 年度の公害苦情の受理件数は 0 件である。

(2) その他留意すべき施設の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、現地踏査により把握している重要無線通信※の施設を図 3.2.9-1 に示す。

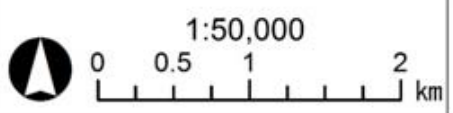
対象事業実施区域及びその周囲には携帯電話の基地局が 2 ヶ所、NHK 中継基地局が 2 ヶ所存在している。

※重要無線通信：電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 102 条の 2 において、電気通信業務、放送の業務、人命若しくは財産の保護又は治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務、及び鉄道事業に係る列車の運行に係る業務の用に供する無線設備による無線通信を「重要無線通信」と規定している。



- 凡例
- ▭ 対象事業実施区域 重要無線施設の位置
 - - 市町村界
 - NHK中継基地局
 - NHK南鯨ヶ沢FM局
 - 携帯電話の基地局

図 3.2.9-1
重要無線通信の施設の位置



(3) 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況のまとめを表 3.2.9-1 に示す。

表 3.2.9-1 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無 (○:有 ×:無)		
			鱒ヶ沢町	対象事業 実施区域	
				周囲	内部
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○
		農業地域	○	○	○
		森林地域	○	○	○
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	×	×	×
		水域類型指定	○	○	×
	大気汚染防止法	指定地域	×	×	×
	騒音規制法	規制地域	×	×	×
	振動規制法	規制地域	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○	×
	水質汚濁防止法	上乘せ排水基準の 指定地域	×	×	×
	湖沼水質保全特別措置法	指定湖沼	×	×	×
	土壌汚染対策法	指定区域	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×
		国定公園	○	○	×
	青森県立自然公園条例	県立自然公園	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	○	×	×
		青森県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	○	×
	青森県自然環境保全条例	県緑地保全地域	○	○	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の 保護に関する条約	自然遺産	○	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×
		特別緑地保全地区	×	×	×
		緑地協定	×	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物 の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	×	
特に水鳥の生息地として国際的 に重要な湿地に関する条約	登録簿に掲げられる湿地 の区域	×	×	×	
青森県ふるさとの森と川と海の 保全及び創造に関する条例	保全地域	○	○	×	
文化財 保護	文化財保護法	国指定史跡、名勝、天然 記念物	○	○	×
		県指定史跡、名勝、天然 記念物	○	×	×
		市町村指定史跡、名勝、 天然記念物	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○
景観保全	都市計画法	風致地区・風致物件	×	×	×
	景観法	景観計画区域	○	○	○
国土防災	森林法	保安林	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防 止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	×
	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	○	○	○
		土砂災害特別警戒区域	○	○	○
海岸法	海岸保全区域	○	○	×	